

1 はじめに

(1) 過去の検討経過

① 東大和市立学校規模等適正化審議会における議論及び答申

学校規模の適正化については、過去にも検討がなされており、平成13年度に設置された東大和市立学校規模等適正化審議会（以下「審議会」とします。）は、約2年半の議論の後、平成16年3月23日に教育委員会に答申を行いました。

答申においては、東大和市における小・中学校の望ましい規模を「小規模校及び大規模校の持つデメリットを最小限とし、メリットを最大限に生かすことのできる規模」とし、具体的には、各学年1学級というような著しい小規模状況、国の基準を大幅に超えるような大規模状況にならない範囲としました。

そして、学校規模の適正化のための具体的方策として、次の事項を答申しました。

ア 早期に取り組むべき対策

(ア) 通学区域の見直しによる方策

- ・第七小学校区域から第九小学校区域への編入
- ・第六小学校から第三小学校区域への編入・第五小学校区域から第六小学校区域への編入

(イ) 通学区域の弾力化

イ 中・長期的な方策

(ア) 増改築による方策

- ・第八小学校の増改築及び通学区域の見直し

(イ) 統廃合を視野に入れた方策

- ・第九小学校の統廃合の検討

② 審議会答申への対応

審議会の答申を受けて、教育委員会では、平成16年5月に開催された第5回教育委員会定例会において、学校規模等の適正化を進めるにあたっての基本的方針である「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」を定めました（詳しくは、[参考資料1](#)のとおりです。）。

この方針では、審議会より答申された内容を最大限尊重することとし、答申で示された具体的方策のうち、「早期に検討すべきこと」として挙げられた「通学区域の見直し」及び「小・中学校の通学区域の弾力化」については、平成18年4月1日からの実施を目指すこととされました。

その後、平成18年4月1日から通学区域の見直しとして、「第七小学校

区域から第九小学校区域への編入」を実施し、また、通学区域の弾力化として、指定学校変更承認基準を2回変更しましたが、方針に示されていた「第六小学校から第三小学校区域への編入・第五小学校区域から第六小学校区域への編入」については、実施されないまま現在に至っています。

また、桜が丘地域に相次いだ大規模集合住宅等の建設を受け、答申内容に含まれていなかった第二小学校の校舎の増築を行っています。

(2) 東大和市学校規模等のあり方検討委員会の検討経過

① 東大和市学校規模等のあり方検討委員会設置の目的

前述のとおり、審議会からの答申の後、学校を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、市の南西部地域においては、審議会で検討した際に想定した以上に大規模集合住宅等の建設が進み、新たな対策を検討する必要が生じました。

また、方針に示されていた「第六小学校から第三小学校区域への編入・第五小学校区域から第六小学校区域への編入」については、大規模集合住宅等の建設の動向を見極めた上でその実施を検討することとなり、平成18年からの実施は見送られることとなりました。

この間、市議会の一般質問においては、小規模校の統廃合に関する意見が複数出され、これに対して教育委員会では、検討委員会を設置して、調査・検討する旨答弁をしてきました。

このような社会情勢の大きな変化を受けて、改めて学校の適正規模及び適正配置等のあり方について調査・検討するため、平成21年8月に東大和市学校規模等のあり方検討委員会（以下「本委員会」とします。）は設置されました。

本委員会の設置要綱は参考資料2のとおりであり、「市立学校の適正規模に関すること」及び「市立学校の適正配置に関すること」を調査・検討することとされ、参考資料3のとおり学識経験者5人と公募市民3人の合計8人で構成されました。

② 本委員会での検討の内容

本委員会においては、参考資料4のとおりこれまで合計27回の会議を開催し、調査・検討を進めてきました。会議においては、8人の委員がそれぞれ市立学校の適正規模及び適正配置等のあり方について自由に意見を出し合い、その結果を集約するという形で議論を進めてきました。

また、本委員会においては、他市の先進的な取り組みを学ぶため、視察も実施しました。

そして今回、これまでの調査・検討結果を集約し、今後の学校の適正規模及び適正配置に向けた方向性を示すものとして、この報告書をまとめました。

2 東大和市の現状と課題

(1) 学校配置の現状と課題

① 現在の学校配置の状況

市内の小・中学校の配置状況は、市内を東西に貫く幹線道路である新青梅街道を挟んで北側に小学校が4校、中学校が2校配置されています。

一方、新青梅街道の南側には小学校6校、中学校3校が配置され、合計で小学校が10校、中学校が5校の15校体制となっています。

具体的な各学校の配置状況は、小学校については参考資料5のとおりであり、中学校については参考資料6のとおりですが、児童・生徒の通学の安全を考慮し、新青梅街道の横断を避けるように通学地域が設定されていることが大きな特徴です。

② 学校配置の課題

市内の学校数は第五中学校が開校した昭和57年以降変化がなく15校体制が続いています。

この間、昭和30年代から40年代にかけて建設された公営・公社住宅の少子高齢化が進み、一部学校の児童・生徒数が大きく減少しました。特に、通学区域内に都営東京街道団地がある第三小学校、同様に都住宅供給公社大和芝中住宅がある第九小学校については、児童数の減少が顕著になっています。

一方、市の南西部地域については大規模集合住宅等の建設が進み、人口が急増しています。特に、すでに校舎を増築している第二小学校を含め、第八小学校、第十小学校については、近い将来、教室が足りなくなるという事態も想定されます。

以上のように、市内においては児童・生徒数が減少している地域と増加している地域が混在しており、この児童・生徒数の偏在に各学校の学校規模が対応できていない点が大きな課題です。

また、小学校と中学校との連携という視点でとらえると、1つの小学校の児童が同一の中学校へ進学できることが望ましいと考えられますが、第五小学校については、規模の問題で第二中学校と第三中学校とに分かれて進学せざるを得ない状況となっており、この点も課題となっています。

(2) 学校規模の現状と課題

① 学校教育法施行規則による標準学級数

学校教育法施行規則が定める標準学級数は、小・中学校とも12学級から18学級とされていますが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではないこととされています。

<p>(参考) 学校教育法施行規則 (昭和22年省令第11号)</p> <p>第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。</p> <p>第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。(以下略)</p>

② 各学校の現状

平成24年5月1日現在の各学校の学級数は、以下(表1)のとおりです。
学校教育法施行規則に基づく標準学級数に満たない小規模校が4校(小学校2校、中学校2校)で、逆にこれを超える大規模校が3校となっています。

(表1) 各学校の児童・生徒数及び学級数 (平成24年5月1日現在)

	学校名	児童・生徒数	学級数	備考
小 学 校	第一小学校	481人	16学級	
	第二小学校	625人	20学級	大規模校
	第三小学校	262人	11学級	小規模校
	第四小学校	467人	16学級	
	第五小学校	645人	20学級	大規模校
	第六小学校	333人	12学級	
	第七小学校	338人	12学級	
	第八小学校	726人	21学級	大規模校
	第九小学校	238人	8学級	小規模校
	第十小学校	454人	15学級	
中 学 校	第一中学校	484人	14学級	
	第二中学校	351人	10学級	小規模校
	第三中学校	485人	14学級	
	第四中学校	548人	15学級	
	第五中学校	240人	8学級	小規模校

※特別支援学級(知的障害固定学級)の児童・生徒数及び学級数は除きます。

③ 学校規模の課題

②の「各学校の現状」のとおり、小学校については、学校規模が最も小さい第九小学校（238人）と最も大きい第八小学校（726人）とでは、児童数に約3.1倍の開きが生じています。

学校の規模については、その大小により、メリット・デメリットがあると考えられ（審議会の答申には、以下（表2）のとおり、小規模校のメリット・デメリットについての記載があります。）、一概にどの程度の規模が望ましいか判断することは困難です。

しかし、いずれも同じ市内にある学校でありながら、学校規模が大きく異なっているという点が課題となっています。

また、中学校についても、学校規模が最も小さい第五中学校（240人）と最も大きい第四中学校（548人）とでは約2.3倍の開きが生じていますが、小学校と比較すると学校規模の格差は小さくなっています。

（表2）小規模校のメリット・デメリット

メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none">・ 児童及び生徒相互の理解が深まりやすい。・ 異年齢集団の編成がしやすい。・ 一人一人に目が行き届き、児童の実態を把握しやすい。教職員全員が児童全員の名前を覚えられる。・ 指導を徹底しやすく、迅速な指導が可能である。・ 教職員の連携がとりやすく、情報交換が容易である。・ 教職員の指導方針や諸行事がまとまりやすい。・ 学校施設など余裕をもって使用できる。
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none">・ 入学から卒業までクラスメイトに変化が無い。・ 人間関係が固定化し、役割などに変化が少ない。・ 活気や盛り上がり欠けるきらいがある。・ 教職員の数が少ない。・ 個々の教員の分掌事務が増え、研究交流などがしにくい。

(3) 今後の児童・生徒数の推移と課題

① 現在の児童・生徒数とピーク時との比較

市内における児童・生徒数については、ピーク時である昭和56年度の11,725人を境に減少傾向となっており、平成24年5月1日現在においては、ピーク時の半分程度の6,677人となっています。

詳しくは、以下(表3)のとおりです。

(表3) 児童・生徒数の推移 (各年度5月1日現在)

年度	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
昭和50年	7,108	182	2,484	59	9,592	241
昭和51年	7,346	188	2,817	69	10,163	257
昭和52年	7,524	198	3,202	77	10,726	275
昭和53年	7,747	202	3,401	82	11,148	284
昭和54年	8,087	206	3,396	82	11,483	288
昭和55年	8,107	211	3,485	85	11,592	296
昭和56年	8,107	211	3,618	86	11,725	297
昭和57年	7,800	206	3,829	93	11,629	299
昭和58年	7,427	194	3,873	94	11,300	288
昭和59年	7,131	186	3,867	92	10,998	278
昭和60年	6,717	177	3,926	94	10,643	271
昭和61年	6,389	173	3,860	94	10,249	267
昭和62年	6,063	168	3,897	95	9,960	263
昭和63年	5,807	163	3,622	87	9,429	250
平成1年	5,613	165	3,360	85	8,973	250
平成2年	5,456	167	3,039	79	8,495	246
平成3年	5,294	166	2,917	81	8,211	247
平成4年	5,097	162	2,747	75	7,844	237
平成5年	5,022	158	2,575	70	7,597	228
平成6年	4,914	153	2,457	67	7,371	220
平成7年	4,827	150	2,345	66	7,172	216
平成8年	4,737	149	2,370	68	7,107	217
平成9年	4,638	144	2,344	68	6,982	212
平成10年	4,543	141	2,267	65	6,810	206
平成11年	4,498	141	2,206	64	6,704	205
平成12年	4,423	137	2,161	62	6,584	199
平成13年	4,473	138	2,161	62	6,634	200
平成14年	4,458	137	2,106	59	6,564	196
平成15年	4,432	140	2,052	57	6,484	197
平成16年	4,476	143	2,000	57	6,476	200
平成17年	4,404	137	1,977	57	6,381	194
平成18年	4,495	139	1,917	55	6,412	194
平成19年	4,583	146	1,975	56	6,558	202
平成20年	4,611	144	1,971	55	6,582	199
平成21年	4,617	142	2,026	60	6,643	202
平成22年	4,596	144	2,026	58	6,622	202
平成23年	4,642	149	2,081	63	6,723	212
平成24年	4,569	151	2,108	61	6,677	212

※特別支援学級(知的障害固定学級)の児童・生徒数及び学級数は除きます。

② 平成30年度までの各学校の推計

各学校の今後の児童・生徒数及び学級数については、最新の住民基本台帳（外国人を含みます。以下同じです。）から抽出した就学前児童数及び現段階で計画が明らかになっている大規模集合住宅等の新規建設計画を考慮して推計すると、以下（表4）のとおりとなります。

大規模集合住宅等の建設の影響等により、市の南西部地域において、児童・生徒数が増加すると見込んでいます。

（表4）各学校の個別の推計

（注）推計の方法

- 1 平成24年度の児童・生徒数は、平成24年5月1日現在の人数です。
- 2 平成25年度以降の2年生以上の児童・生徒数は、前年度の人数を学年進行させた人数で、各年度の1年生の児童・生徒数は、平成24年12月20日現在の住民基本台帳から抽出した人数です。
- 3 第五小学校、第八小学校、第十小学校及び第四中学校については、通学区域内に新たに建設される大規模集合住宅等の影響を加味しています。
- 4 本推計には、特別支援学級（知的障害固定学級）の児童・生徒数及び学級数は含まれていません。
- 5 中学校の入学者数については、私立中学校への進学率を最近5か年（平成20年度～平成24年度）の実績から11.68%と見込み、当該進学率から見込まれる私立学校入学者数を除いて推計しました。
- 6 平成25年度以降の学級数の算出にあたっては、平成25年1月末時点での国や東京都の動向を踏まえ、35人学級が以下のとおり上位学年に進展すると想定しました。

・学級編制の想定基準（1学級あたりの児童・生徒数）

	学年	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	1年	35人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	2年	35人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	3年	40人	40人	35人	35人	35人	35人	35人
	4年	40人	40人	40人	35人	35人	35人	35人
	5年	40人	40人	40人	40人	35人	35人	35人
	6年	40人	40人	40人	40人	40人	35人	35人
中学校	1年	37人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	2年	40人	40人	40人	40人	40人	40人	35人
	3年	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人

【小学校】

ア 第一小学校

今後も児童数に大きな変化はないものと見込んでいますが、35人学級の進展により、平成29年度以降は、平成24年度比1学級増の17学級となる見込みです。

一小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	80	3	80	3	88	2	68	3	75	3	85	3	76
2年	3	76	3	80	3	80	3	88	2	68	3	75	3	85
3年	2	80	2	76	3	80	3	80	3	88	2	68	3	75
4年	3	87	2	80	2	76	3	80	3	80	3	88	2	68
5年	2	66	3	87	2	80	2	76	3	80	3	80	3	88
6年	3	92	2	66	3	87	2	80	2	76	3	80	3	80
計	16	481	15	469	16	491	15	472	16	467	17	476	17	472

イ 第二小学校

今後も児童数は増加し続け、平成29年度以降は、平成24年度比4学級増の24学級となる見込みです。通学区域内に建設された大規模集合住宅等の世帯の児童が今後順次学齢に達し、入学することが主な要因です。

二小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	115	4	109	4	137	4	127	4	136	4	119	4	109
2年	4	115	4	115	4	109	4	137	4	127	4	136	4	119
3年	3	96	3	115	4	115	4	109	4	137	4	127	4	136
4年	3	104	3	96	3	115	4	115	4	109	4	137	4	127
5年	3	96	3	104	3	96	3	115	4	115	4	109	4	137
6年	3	99	3	96	3	104	3	96	3	115	4	115	4	109
計	20	625	20	635	21	676	22	699	23	739	24	743	24	737

ウ 第三小学校

今後も児童数に大きな変化はないものと見込んでいます。単学級については、35人学級の進展により平成27年度からは解消される見込みですが、平成30年度の新1年生は単学級となる見込みです。

三小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37	2	43	1	35
2年	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37	2	43
3年	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37
4年	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51
5年	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54
6年	2	46	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41
計	11	262	11	257	11	269	12	281	12	267	12	266	11	261

エ 第四小学校

今後も児童数に大きな変化はないものと見込んでいますが、35人学級の進展により、平成27年度から平成29年度にかけては、平成24年度比2学級増の18学級となる見込みです。

四小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	74	3	77	3	81	3	81	3	84	3	79	2	54
2年	3	82	3	74	3	77	3	81	3	81	3	84	3	79
3年	3	82	3	82	3	74	3	77	3	81	3	81	3	84
4年	2	76	3	82	3	82	3	74	3	77	3	81	3	81
5年	2	67	2	76	3	82	3	82	3	74	3	77	3	81
6年	3	86	2	67	2	76	3	82	3	82	3	74	3	77
計	16	467	16	458	17	472	18	477	18	479	18	476	17	456

オ 第五小学校

通学区域内の向原地区において計画されている大規模開発の影響を加味しても、今後の児童数はやや減少傾向で推移するものと見込んでいますが、学級数については、35人学級の進展により、平成28年度以降、平成24年度と同数の20学級となる見込みです。

五小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	71	3	91	3	100	4	107	4	114	3	103	3	102
2年	3	102	3	71	3	95	3	100	4	107	4	114	3	103
3年	3	114	3	102	3	74	3	96	3	100	4	107	4	113
4年	3	100	3	114	3	107	3	74	3	95	3	100	4	108
5年	4	126	3	100	3	117	3	107	3	74	3	95	3	100
6年	4	132	4	126	3	103	3	117	3	107	3	75	3	95
計	20	645	19	604	18	596	19	601	20	597	20	594	20	621

カ 第六小学校

今後も児童数に大きな変化はないものと見込んでおり、学級数についても、平成24年度と同数の12学級と見込んでいます。

六小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60	2	65	2	61
2年	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60	2	65
3年	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60
4年	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52
5年	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54
6年	2	56	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60
計	12	333	12	337	12	330	12	328	12	326	12	335	12	352

キ 第七小学校

今後の児童数はやや減少傾向で推移するものと見込んでいますが、学級数については、35人学級の進展により、平成24年度と同数の12学級と見込んでいます。

七小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45	2	55	2	39
2年	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45	2	55
3年	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45
4年	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53
5年	2	53	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52
6年	2	67	2	53	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50
計	12	338	12	321	12	320	12	321	12	306	12	315	12	294

ク 第八小学校

通学区域内に新たに建設される予定の大規模集合住宅等の影響を受け、児童数は増加する見込みです。平成30年度には、平成24年度比7学級増の28学級となる見込みで、教室数の不足が懸念されます。

八小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	123	4	106	5	143	5	147	4	130	5	141	5	149
2年	4	134	4	126	4	114	5	142	5	147	4	130	5	141
3年	3	111	4	136	4	132	4	115	5	143	5	146	4	130
4年	3	103	3	114	4	145	4	132	4	114	5	143	5	146
5年	4	135	3	105	4	121	4	147	4	133	4	114	5	142
6年	3	120	4	137	3	111	4	121	4	146	4	133	4	114
計	21	726	22	724	24	766	26	804	26	813	27	807	28	822

ケ 第九小学校

今後の児童数は増加傾向で推移するものと見込んでいます。平成24年度に合計4学年で生じている単学級についても、平成30年度には、解消される見込みです。

九小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54	2	49	2	55
2年	2	38	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54	2	49
3年	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54
4年	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53	2	51
5年	1	37	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53
6年	1	40	1	37	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42
計	8	238	8	240	9	256	9	253	10	270	11	281	12	304

コ 第十小学校

通学区域内に新たに建設される予定の大規模集合住宅等の影響を受け、児童数は増加する見込みです。平成30年度には、平成24年度比5学級増の20学級となる見込みで、教室数の不足が懸念されます。

十小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	82	3	79	3	83	4	109	3	94	3	96	4	125
2年	3	80	3	82	3	88	3	83	4	109	3	94	3	96
3年	2	72	2	80	3	88	3	90	3	84	4	109	3	94
4年	2	66	2	72	3	91	3	89	3	88	3	83	4	109
5年	3	82	2	66	2	78	3	92	3	90	3	88	3	83
6年	2	72	3	82	2	73	2	79	3	92	3	90	3	88
計	15	454	15	461	16	501	18	542	19	557	19	560	20	595

サ 合計

小学校全体の児童数は、平成25年度には減少する見込みですが、その後増加に転じ、平成30年度には平成24年度比345人増の4,914人となる見込みです。学級数についても、児童数の増加及び35人学級の進展により、平成24年度比22学級増の173学級となる見込みです。

合計	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	27	721	28	735	29	845	30	846	29	829	29	835	28	805
2年	28	773	27	724	28	756	29	844	30	846	29	829	29	835
3年	23	765	24	775	27	739	28	760	29	846	30	845	29	828
4年	23	735	23	768	25	800	27	740	28	756	29	845	30	846
5年	25	765	23	737	24	784	25	803	27	742	28	756	29	844
6年	25	810	25	767	23	753	24	785	25	802	27	743	28	756
計	151	4,569	150	4,506	156	4,677	163	4,778	168	4,821	172	4,853	173	4,914

【中学校】

ア 第一中学校

今後の生徒数は減少傾向で推移するものと見込んでおり、平成30年度の学級数は、平成24年度比1学級減の13学級となる見込みです。

一中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	168	5	154	4	120	5	147	5	153	4	140	5	143
2年	4	154	5	168	4	154	3	120	4	147	4	153	4	140
3年	5	162	4	154	5	168	4	154	3	120	4	147	4	153
計	14	484	14	476	13	442	12	421	12	420	12	440	13	436

イ 第二中学校

通学区域内に建設された大規模集合住宅等の影響を受け、生徒数は増加すると見込んでいます。学級数についても、平成26年度、平成27年度及び平成30年度には、平成24年度比2学級増の12学級となる見込みです。

二中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	127	4	132	4	127	4	117	4	125	4	125	4	126
2年	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125	4	125
3年	3	105	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125
計	10	351	11	378	12	386	12	376	11	369	11	367	12	376

ウ 第三中学校

今後も生徒数に大きな変化はないものと見込んでおり、平成25年度から平成27年度までの学級数は15学級となる見込みですが、平成28年度以降は、平成24年度と同数の14学級と見込んでいます。

三中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	162	6	180	5	171	5	151	5	170	5	165	4	134
2年	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170	5	165
3年	5	172	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170
計	14	485	15	493	15	513	15	502	14	492	14	486	14	469

エ 第四中学校

通学区域内に建設された大規模集合住宅等の影響を受け、今後の生徒数は増加すると見込んでおり、平成30年度には19学級となる見込みです。

四中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	178	6	181	6	207	5	173	6	184	7	220	7	218
2年	5	184	5	180	5	193	6	207	5	173	5	184	7	230
3年	5	186	5	186	5	189	5	191	6	207	5	173	5	189
計	15	548	16	547	16	589	16	571	17	564	17	577	19	637

オ 第五中学校

今後も児童数に大きな変化はないものと見込んでいますが、平成27年度からは平成24年度比1学級増の9学級となる見込みです。

五中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	74	3	99	3	83	3	97	3	88	3	76	3	81
2年	3	82	2	74	3	100	3	83	3	97	3	89	3	76
3年	3	84	3	82	2	74	3	100	3	83	3	97	3	89
計	8	240	8	255	8	257	9	280	9	268	9	262	9	246

カ 合計

今後の中学校全体の生徒数は、微増傾向で推移すると見込んでおり、平成30年度には平成24年度比56人増の2,164人となる見込みです。学級数についても、生徒数の増加により、6学級増の67学級となる見込みです。

合計	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	21	709	24	746	22	708	22	685	23	720	23	726	23	702
2年	19	690	21	711	21	759	21	708	19	685	21	721	23	736
3年	21	709	19	692	21	720	21	757	21	708	19	685	21	726
計	61	2,108	64	2,149	64	2,187	64	2,150	63	2,113	63	2,132	67	2,164

③ 平成30年度までの児童・生徒数の推計及び東京都推計との比較

各学校の今後の児童・生徒数及び学級数を合計すると、小学校については以下(表5)のAのとおり、中学校については以下(表6)のAのとおりとなります。

一方、東京都では、毎年度、教育人口等の推計調査を実施しており、その調査結果に基づき、各区市の今後の児童・生徒数を推計しています。

平成24年度の推計によると、小学校については以下(表5)のIのとおり、中学校については以下(表6)のIのとおりとなります。

本委員会が推計した数字は、東京都の推計よりも児童・生徒数がより多く増加すると見込んでいます。

この主な要因は、東京都推計において使用している大規模集合住宅等からの児童・生徒出現率が、本委員会が使用している数値より低いこと等によるものですが、このように今後の児童・生徒数を正確に推測することは非常に困難です。

そこで、今後、学校の適正規模・適正配置に向けた具体的な対策を検討するにあたっては、児童・生徒数の推移を見極める期間を設けるなど、慎重に判断する必要があると考えています。

(表5) 小学校全体の児童数及び学級数の推計と東京都推計との比較

ア 本委員会の推計

合計	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	27	721	28	735	29	845	30	846	29	829	29	835	28	805
2年	28	773	27	724	28	756	29	844	30	846	29	829	29	835
3年	23	765	24	775	27	739	28	760	29	846	30	845	29	828
4年	23	735	23	768	25	800	27	740	28	756	29	845	30	846
5年	25	765	23	737	24	784	25	803	27	742	28	756	29	844
6年	25	810	25	767	23	753	24	785	25	802	27	743	28	756
計	151	4,569	150	4,506	156	4,677	163	4,778	168	4,821	172	4,853	173	4,914

イ 東京都の推計

合計	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
1年		692	806	781	768	792	
2年		720	700	805	777	765	
3年		766	722	696	796	769	
4年		767	776	723	695	796	
5年		731	768	772	717	690	
6年		772	748	781	782	727	
計		4,448	4,520	4,558	4,535	4,539	

(注)東京都推計では、学級数及び平成30年度の推計は実施していません。

(表6) 中学校全体の生徒数及び学級数の推計と東京都推計との比較

ア 本委員会の推計

合計	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	21	709	24	746	22	708	22	685	23	720	23	726	23	702
2年	19	690	21	711	21	759	21	708	19	685	21	721	23	736
3年	21	709	19	692	21	720	21	757	21	708	19	685	21	726
計	61	2,108	64	2,149	64	2,187	64	2,150	63	2,113	63	2,132	67	2,164

イ 東京都の推計

合計	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
1年		706	670	713	719	670	
2年		715	716	674	716	722	
3年		692	722	718	674	717	
計		2,113	2,108	2,105	2,109	2,109	

(注)東京都推計では、学級数及び平成30年度の推計は実施していません。

④ 平成44年度までの市全体の人口の推計

東大和市人口推計業務報告書(平成23年8月東大和市企画財政部企画課発行。以下「人口推計報告書」とします。)によれば、東大和市の人口(外国人は除きます。)は、今後も緩やかな増加が続くものの、将来的には人口減少に転じる見通しとなっています。

人口推計報告書の「開発に伴う人口移動を加味した将来推計人口」は以下(表7)のとおりですが、市全体の人口は、平成37年度以降は減少する見込みとなっています。

(表7) 開発に伴う人口移動を加味した将来推計人口

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
83,430人	84,393人	84,909人	85,803人	86,310人	86,700人
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
87,049人	87,364人	87,636人	87,864人	88,023人	88,135人
35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
88,198人	88,216人	88,193人	88,122人	88,012人	87,872人
41年度	42年度	43年度	44年度		
87,699人	87,496人	87,265人	87,021人		

(4) 地域開発の動向と課題

① 市の南西部地域における大規模集合住宅等の建設状況とその対応

市の南西部の工業地域においては、厳しい経済情勢や社会情勢の変化により工場等の移転が増えており、その跡地への大規模集合住宅等の建設が進んで、人口が増加しています。

特に、第二小学校の通学区域においては、平成19年3月に完成した東京ユニオンガーデン(791戸)の影響により、児童数の大幅増が見込まれることとなったことから、平成18年度に校舎の増築を行ったところです。

これまでに、市の南西部地域に建設された主な大規模集合住宅等の概要は、以下(表8)のとおりで、第二小学校、第八小学校2校の児童数増加の要因となっていると考えられます。

(表 8) 平成 16 年以降に完成した主な大規模集合住宅等

大規模集合住宅等名	戸数	通学区域	完成時期
グランドメゾン玉川上水 ウエストスクエア	80 戸	八小	平成 16 年 11 月
グランドメゾン玉川上水 センタースクエア	79 戸	八小	平成 17 年 8 月
グランドメゾン玉川上水 イーストスクエア	59 戸	八小	平成 18 年 6 月
グランドメゾン玉川上水 ノーススクエア	102 戸	八小	平成 18 年 11 月
東京ユニオンガーデン	791 戸	二小	平成 19 年 3 月
ライオンズ玉川上水 フェアレジデンス	92 戸	十小	平成 20 年 6 月
グランスイート玉川上水	144 戸	八小 (※)	平成 21 年 11 月
オーベルグランディオ東大和	202 戸	二小	平成 22 年 12 月
サンクレイドル玉川上水	106 戸	十小	平成 24 年 1 月
ポレスター玉川上水	63 戸	八小 (※)	平成 24 年 7 月

※ 当該通学区域は、保護者が希望すれば第十小学校にも通学できる調整区域です。

② 大規模集合住宅等からの児童・生徒の出現率

今後の児童・生徒数の推計にあたっては、建設予定の大規模集合住宅等から出現する児童・生徒数をどのように見込むかにより、結果が異なります。

そこで、本委員会では、(表 8) に掲げた大規模集合住宅等 (平成 24 年以降に完成した大規模集合住宅等は除きます。) からの児童・生徒出現率を平均し、その平均値を用いて、今後建設される大規模集合住宅等から出現する児童・生徒数を推計することとしました。

これは、大規模集合住宅等からの出現数が地域的な要因により大きく左右されるものと考え、市内で近年建設された大規模集合住宅等からの実績値を採用することが、実情に合うと考えたためです。

具体的な平均値は以下 (表 9) のとおりで、この数値を用いて、今後通学区域内に大規模集合住宅等が建設される第五小学校、第八小学校、第十小学校及び第四中学校の今後の児童・生徒数を推計しました (学校ごとの児童・生徒数については、P 7 以降 (表 4) のとおりです。)

(表9) 大規模集合住宅等からの児童・生徒出現率

(注) 出現率の算出方法

- 1 各年、4月1日現在の住民基本台帳から、対象の大規模集合住宅等に居住している児童・生徒数等を抽出し、その人数を大規模集合住宅等の戸数で除することにより、児童・生徒出現率を算出しました。
- 2 建物完成後、最初に迎える4月1日を1年目としています。

ア 小学校 (児童出現率)

大規模集合住宅等名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
グランドメゾン玉川上水 ウエストスクエア	16.25%	15.00%	16.25%	17.50%	18.75%	
グランドメゾン玉川上水 センタースクエア	24.05%	26.58%	18.99%	15.19%	26.58%	
グランドメゾン玉川上水 イーストスクエア	11.86%	15.25%	16.95%	22.03%	33.90%	
グランドメゾン玉川上水 ノーススクエア	17.65%	12.75%	13.73%	17.65%	21.57%	
東京ユニオンガーデン	11.00%	16.31%	19.22%	21.62%	25.28%	
ライオンズ玉川上水 フェアレジデンス	8.70%	11.96%	11.96%	15.22%	21.74%	
グランスイート玉川上水	7.64%	6.94%	11.81%	15.28%	20.83%	
オーベルグランディオ 東大和	7.43%	9.90%	10.89%	16.83%	25.25%	
平均	11.49%	14.53%	16.40%	19.24%	24.47%	
(内訳)	1年生	2.91%	3.74%	3.36%	5.42%	7.04%
	2年生	2.00%	2.84%	3.74%	3.36%	5.49%
	3年生	1.42%	2.32%	3.03%	3.74%	3.23%
	4年生	2.32%	1.48%	2.00%	2.91%	3.81%
	5年生	1.29%	2.65%	1.68%	2.00%	2.84%
	6年生	1.55%	1.48%	2.58%	1.81%	2.07%

※ 最下欄の平均値と学年ごとの内訳の合計値が一致しないのは、それぞれの数値の算出にあたり、四捨五入をしているためです。

イ 中学校（生徒出現率）

大規模集合住宅等名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
グランドメゾン玉川上水 ウエストスクエア		7.50%	10.00%	8.75%	7.50%	6.25%
グランドメゾン玉川上水 センタースクエア		3.80%	7.59%	6.33%	11.39%	8.86%
グランドメゾン玉川上水 イーストスクエア		0.00%	0.00%	1.69%	3.39%	3.39%
グランドメゾン玉川上水 ノーススクエア		1.96%	2.94%	4.90%	7.84%	7.84%
東京ユニオンガーデン		3.03%	5.69%	5.56%	6.95%	6.45%
ライオンズ玉川上水 フェアレジデンス		3.26%	3.26%	4.35%	3.26%	6.52%
グランスイート玉川上水		1.39%	4.17%	6.25%	4.86%	3.47%
オーベルグランディオ 東大和		1.49%	1.49%	1.49%	2.48%	3.96%
平均		4.20%	4.78%	5.04%	6.13%	5.94%
(内訳)	1年生	1.48%	2.00%	1.55%	2.58%	1.81%
	2年生	1.55%	1.48%	2.00%	1.55%	2.58%
	3年生	1.16%	1.29%	1.48%	2.00%	1.55%

※ 最下欄の平均値と学年ごとの内訳の合計値が一致しないのは、それぞれの数値の算出にあたり、四捨五入をしているためです。

③ 今後の開発計画

今後、市の南西部地域でどの程度大規模集合住宅等が建設されるか、現段階で正確に予測することは困難ですが、計画内容が判明しているものだけでも以下（表10）のとおりとなっています。

今後は、第八小学校及び第十小学校（中学校は第四中学校）の通学区域内において、それぞれ400戸を超えるような非常に大規模な集合住宅等の建設計画があり、両校の児童数が大きく増加すると見込んでいます。

なお、この地域内には、過去に財務省公務員宿舎の建設が計画された土地（第二小学校の通学区域）などもあり、大規模集合住宅等の建設が続く可能性があることから、今後の動向に十分注意していく必要があると考えています。

(表 10) 今後の大規模集合住宅等の建設計画

大規模集合住宅等名	住所	戸数	通学区域(小学校)	完成時期
クリオレジダンス 玉川上水	桜が丘 2 丁目	135 戸	八小 (※ 1)	平成 24 年 12 月
警視庁有家族 待機宿舎	桜が丘 3 丁目	409 戸	八小	平成 26 年 2 月
オハナ玉川上水 ガーデニア他(行 政法規印刷跡地)	桜が丘 4 丁目	450 戸程度 (※ 2)	十小	平成 26 年 10 月
向原都営住宅跡 地開発計画	向原 6 丁目	200 戸程度 (※ 3)	五小	未定

※ 1 当該通学区域は、保護者が希望すれば第十小学校にも通学できる調整区域です。

※ 2 計画戸数には、一戸建計画の約 130 戸を含んでいます。

※ 3 開発計画の詳細は未定ですが、一戸建住宅が約 200 戸程度建設されると見込みました。

3 教育をめぐる環境変化への対応

(1) 少人数学級（35人以下学級）推進への対応

① 文部科学省における検討の過程

公立学校における学級編制及び教職員定数の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」（以下「標準法」とします。）に基づき、40人学級が標準とされてきました。

しかし、文部科学省において少人数学級導入の検討が進められ、平成22年7月には、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会が小・中学校の学級編制の基準を引き下げるよう提言しました。

そして、この提言等を受け、文部科学省は平成22年8月に、少人数学級を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を策定しました。

② 35人学級の導入及び進展

①の少人数学級導入の検討結果を受け、平成23年4月には、小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、35人学級を推進すること等を内容とする標準法の一部改正が成立しました。

また、その附則においては、小学校2年生から6年生まで及び中学校に係る学級編制の基準を順次改定することについて、今後検討を行うこととされました。

（参考）改正標準法の附則

2 政府は、（略）学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

これを受けて、平成24年度には、標準法の一部改正は行われませんでした。が、文部科学省の予算措置により教員の加配が行われ、小学校2年生へも35人学級が進展することとなりました。

さらに、平成24年9月には、平成25年度からの5年間で、小・中学校の全学年で35人学級を実現すること等を内容とした新たな教職員定数改善計画案（「子どもと正面から向き合うための教職員定数改善計画案（H25～29年）」）が策定され、35人学級の推進に取り組むこととなりました。

なお、同計画案においては、35人学級の対象学年については、地域の実情に合わせて都道府県が選択できることとされました。

③ 今後の見込み

「子どもと正面から向き合うための教職員定数改善計画案(H25～29年)」は②のとおり策定されましたが、その実施には多額の財政負担が必要となります。そのため、国は平成25年1月に、平成25年度に小学校3年生以降へ35人学級を進展させることを見送りました。

一方で、東京都においては、国の計画とは別に独自の取組として、平成25年度に、中学校1年生を35人学級とする見込みです。

このように、35人学級の今後の見通しは不透明な状況ではありますが、改正標準法の附則において、学級編制の標準を順次に改定すること等について検討するとされたことを考慮すると、35人学級の進展を見込んだ教室の確保が必要であり、国や東京都の今後の動向を注視しながら、すぐに対応できるようにしておくことが必要であると考えています。

(2) 小・中連携教育推進への対応

① 東大和市の小・中連携教育

東大和市の小・中連携教育は、小学校と中学校の学校施設を一体化する方法ではなく、既存の学校施設を生かした施設分離(独立)型の小・中連携教育を推進しています。

この東大和が行う施設分離(独立)型の小・中連携教育の推進の基礎となるのは、各中学校区における小学校と中学校の連携です。

そして、小・中連携教育を推進することで、次のような効果が期待されています。

ア 義務教育9年間を通じた指導が可能となり、継続的・系統的な指導体制が確立することで、児童・生徒の確かな成長が期待できる。

イ 小・中学校の教員の連携により、「校種ギャップ」が解消され、学習状況の的確な把握、個に応じた指導の充実、組織的な学習指導・生活指導体制の確立が期待できる。

ウ 複数校での児童・生徒の同・異年齢集団による交流活動により、豊かな人間性・社会性の育成が期待できる。

エ 中学校ごとの地域との連携を充実させることにより、地域の教育力の学校参加を推進し、学校・家庭・地域の連携教育の充実による「地域で育つ児童・生徒」の実現が期待できる。

② 小・中連携教育推進にあたっての課題

東大和市において、小・中連携教育を推進するにあたっての課題は、次の点が掲げられています。

ア 小学校と中学校の学校間の位置的、物理的距離

イ 各学校の文化の違いによる距離

ウ 各学校の特徴の違いによる距離

これらの課題を解決するために、各学校においては、小・中連携教育における実施方針、実施方策、指導計画を作成して対応しています。

特に、小・中連携教育を推進するためには、中学校区が基礎となるため、中学校区と小学校区が一致していることが望ましいと考えられます。

現在の中学校と小学校区の対応は、以下（表 1 1）のとおりです。

（表 1 1）中学校と小学校区の対応

中学校	対象の小学校区
第一中学校	第一小学校区及び第四小学校区
第二中学校	第二小学校区及び第五小学校区の一部
第三中学校	第三小学校区、第六小学校区及び第五小学校区の一部
第四中学校	第八小学校区及び第十小学校区
第五中学校	第七小学校区及び第九小学校区

このことからわかるように、第五小学校区が第二中学校区と第三中学校区に分断されています。小・中連携教育を推進する上で望ましいのは、第五小学校区の全域が第二中学校区に含まれるか、第五小学校区の全域が第三中学校区に含まれることとあります。

このように、通学区域を見直すとした場合には、小・中連携教育を推進するための課題の解決についても検討が必要になるものと考えられます。

（3）少人数指導への対応

① 現状

少人数指導の考え方については、平成 1 6 年の東京都教育委員会の通知によれば、「国の標準法において、指導方法の工夫改善としては、少人数指導、チームティーチング、選択履修拡大の 3 点が掲げられている。都においては、平成 1 5 年度までは、少人数指導とチームティーチング（選択履修拡大を含む）を厳密に区分していたが、平成 1 6 年度より、一体の枠として考えることとしている。都においては、個に応じた多様な教育の推進が主要施策として掲げられており、チームティーチングから少人数指導への移行を

推進している。このため、これまでのティームティーチングのみを実施していた学校においても、積極的に少人数指導の導入をお願いしているところである。」（平成16年10月5日付都教委文書）とあります。

この文書にある基本的な考え方は、現在も継続されており、少人数指導については、小学校では国語、算数、理科を含めた教科とすること、中学校では国語、数学、理科、英語とすることとされています。

さらに、少人数指導の実施に際しては、児童・生徒の学習の習熟状況、各学校の指導体制・研究体制、教室・設備等の学習環境等に応じて、実施教科、実施単元、実施時間、学習集団の編制方法等、年間を通した指導計画に基づいた指導を行うこととされています。

東大和市においては、東京都の少人数指導教員加配に加え、平成15年度から1学級を二つの集団に分ける指導形態を導入し、小学校2校（3,4年、算数）、中学校1校（1,2年、数学）において少人数学習指導を試行してきました。その後、平成21年度には、全小・中学校に市の少人数指導員を配置し、全小・中学校にすでに配置をしてきた東京都の少人数指導教員加配とあわせて少人数指導の充実を図りました。

現在、各小・中学校では、児童・生徒の習熟の状況に応じた少人数指導を基本に、ティームティーチングの学習形態を適宜取り入れた学習指導を、算数・数学、理科、英語の教科で実施しています。

② 今後の見込み

小学校3年生以上への35人学級の進展は不透明ではありますが、長期的には今後も少人数学級が推進されるものと考えられます。

一方で、児童・生徒の確かな学力の定着のためには、よりきめ細やかな指導の充実が求められています。東京都の少人数指導加配教員のさらなる充実とともに、市の少人数指導員の人材確保、指導力向上のための指導体制・研修体制の整備により、児童・生徒の習熟状況に応じた少人数によるきめ細やかな指導のさらなる推進が求められるものと考えられます。

このようなことから、引き続き少人数指導のための教室を確保しておくことが必要であると考えています。

（4）通学区域の弾力化への対応

① 通学区域の弾力化

文部科学省は、平成9年1月に「通学区域制度の弾力的運用について」を、都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に通知し、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう通知しました。また、平成15年3月には、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、保護

者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学指定校を変更する際の要件及び手続に関し、必要な事項を定め、公表することとされました。

一般に、通学区域の弾力化の具体的方策としては、自由に学校を選ぶことができる学校選択制と、指定学校変更の基準を弾力的に運用するものが考えられます。

東大和市では、平成16年3月の審議会の答申を受け、[参考資料1](#)のとおり、教育委員会の方針として指定学校変更承認基準の見直しについて検討を進めることとなりました。具体的には、平成18年度及び平成19年度に指定学校変更承認基準を2回変更して、現在は[参考資料7](#)のと通りの基準となっています。

一方、学校選択制の導入については、[参考資料1](#)のとおり、時期尚早であるとの方針が示され、学校と地域社会の関係を重視して、地域の児童・生徒が地域の学校に通うことを原則とする指定学校制を採用しています。

② 課題

他市においては、学校選択制を導入しているケースも見受けられます。保護者が学校により深い関心を持つこと、保護者の意向、選択、評価を通じて特色ある学校づくりを推進できることなどのメリットがあると考えられてきたためです。

しかし、学校選択制の導入を含めた通学区域の弾力化については、メリットと同時に課題も指摘されています。

特に、学校選択制については、学校と地域社会の結びつきが弱まること、通学の利便性など教育内容とは関係ない理由で学校が選ばれること、一部の人気校に児童・生徒が集中してしまうことなどが挙げられます。

また、平成23年3月の東日本大震災を契機に、災害時における登下校の安全性が重視されるようになり、その結果、他市においては学校選択制を見直す動きも出てきています。

このように、通学区域の弾力化については、防災面での課題もあることから、その実施については、慎重に検討しなければならないと考えています。

4 学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方

(1) 基本的な方針

本委員会の所掌事務には、市立学校の適正規模に関すること及び市立学校の適正配置に関することがあります。

本委員会としては、適正規模及び適正配置については、小規模校や大規模校を解消し、市内の全ての学校が適正な規模を維持できるようにすること、そして、市内の児童・生徒がどの学校に就学しても同じような環境で学習できることが望ましいと考えています。

しかし、市を取り巻く社会経済情勢は大変厳しく、学校の新築や増築をして、児童・生徒数の変化に全て対応することは困難です。また、各学校には、創立から現在に至るまで地域と共に歩んできた歴史があり、学校は地域社会の中核的存在となっていることから、統廃合や通学区域の変更・調整を繰り返すことも適切ではありません。

そこで、本委員会では、適正規模及び適正配置については、市内のどこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育環境の中で学ぶことができることを中・長期的な目標として掲げつつ、当面の課題に対しては、地域の実情を踏まえた現実的な対応を行うことを基本的な方針とします。

望ましい学校規模の基準については、学校教育法施行規則が定める標準学級数があり、小・中学校とも12学級から18学級とされていますが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではないこととされています。

本委員会でも、学校の適正規模について、児童・生徒が学校における集団生活を通して社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くために、クラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましいと考えていますので、将来的に学校教育法施行規則が定める12学級を下回る学校については、適正規模及び適正配置に向けて具体的な対策を検討する必要があると考えています。

一方、学校の適正規模の上限については、学校教育法施行規則が定める18学級が一つの目安となりますが、市の南西部地域での児童・生徒数の増加や35人学級の進展の流れを考慮すると、今後18学級を超える学校が出現することが見込まれています。

よって、この18学級を超える見込みの学校については、当面は「18学級を大幅に超えるような大規模状態にならない範囲」を一定の基準とし、今後の動向を見極め、対策を検討する必要があると考えています。

(2) 児童・生徒数の推計の方法及び学級編制の想定基準

本委員会では、各学校の今後の児童・生徒数について、P7以降（表4）のとおり、最新の住民基本台帳から抽出した就学前児童数等及び現段階で計画が明らかになっている大規模集合住宅等の新規建設計画を考慮して、推計を行うこととしました。

最新の住民基本台帳からは、平成30年度までに小学校に入学する就学前児童数を学年ごとに集計することができ、他の推計方法と比較して、より正確に推計することが可能であると考えたためです。

一方、学校の適正規模及び適正配置に向けた具体的な対策を検討するにあたっては、今後の学級数の見込みが重要となりますが、学級編制の基準をどのように想定するかにより、その結果は異なってきます。

本委員会では、平成23年4月に、小学校1年生の学級編制の標準が35人とされたこと、また、平成24年度には、小学校2年生へも35人学級が進展したこと等を考慮して、平成25年度以降も、以下（表12）のとおり1学年ずつ上位学年に35人学級が進展するものと想定して今後の学級数を見込み、具体的な対策を検討してきました。

（表12）本委員会における平成24年12月以前の学級編制の想定基準

	学年	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	1年	35人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	2年	35人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	3年	40人	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	4年	40人	40人	35人	35人	35人	35人	35人
	5年	40人	40人	40人	35人	35人	35人	35人
	6年	40人	40人	40人	40人	35人	35人	35人
中学校	1年	37人	37人	37人	37人	37人	35人	35人
	2年	40人	40人	40人	40人	40人	40人	35人
	3年	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人

しかし、国は平成25年1月に、平成25年度に小学校3年生以降へ35人学級を進展させることを見送り、一方で東京都においては、独自の取組として、中学校1年生を35人学級とする見込みとなりました。

このように、学級編制の基準は、当初想定した基準とは異なることとなり、今後の見通しも不透明な状況です。

しかし、本委員会としては、35人学級が進展した場合にすぐに対応できるようにするため、平成26年度以降も、以下（表13）（P7（表4）中の表と同じです。）のとおり35人学級が進展すると見込み、具体的な対策を検討することとしました。

(表 1 3) 本委員会における平成 2 5 年 1 月以降の学級編制の想定基準

	学年	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小学校	1 年	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	2 年	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	3 年	40 人	40 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	4 年	40 人	40 人	40 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	5 年	40 人	40 人	40 人	40 人	35 人	35 人	35 人
	6 年	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	35 人	35 人
中学校	1 年	37 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	2 年	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	35 人
	3 年	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

(3) 単学級が生じている学校への対策

本委員会では、将来的に単学級解消の見込みがない学校については、児童・生徒数を増やすための通学区域の変更・調整や隣接校との統合が必要であると考えています。

しかし、P 7 以降(表 4)のとおり、平成 2 4 年度に第三小学校で生じている単学級については、今後 3 5 人学級が進展すれば、中・長期的には解消に向かうものと見込んでいます。

また、第九小学校についても、平成 2 5 年度以降の新 1 年生はいずれも 2 学級となる見込みで、平成 3 0 年度には単学級は解消される見込みです。

このようなことから、喫緊の課題としてその対策を検討するというよりは、今後の児童・生徒数の動向、3 5 人学級の進展等を注視しながら、中・長期的な視点に立って対策を検討すべきであると考えています。

(4) 1 8 学級を超える学校への対策

P 7 以降(表 4)のとおり、第二小学校、第五小学校、第八小学校、第十小学校及び第四中学校の 5 校が、学校教育法施行規則が定める標準学級の上限(1 8 学級)を超える見込みです。

このうち、第八小学校については、平成 3 0 年度の学級数が 2 8 学級と、1 8 学級を大幅に超える見込みとなり、普通教室も不足する見込みとなったことから、学校の適正規模を図ることが望ましいと考えています。

一方、第二小学校、第五小学校、第十小学校及び第四中学校については、1 8 学級を超える見込みではありますが、「1 8 学級を大幅に超えるような大規模状態」とまでは言い切れない状況です。また、今後の学級数については、3 5 人学級の進展状況によっても異なります。

このように、これら 4 校については、一時的に 1 8 学級を超えることは地域の実態からやむを得ないと考えられることから、今後の 3 5 人学級等の動向を見極めた上で判断する必要があると考えています。

(5) 普通教室の不足が見込まれる学校への対策

① 確保したい特別教室数の整理

現在、各学校には、理科室や音楽室など普通教室以外の特別教室が設置されていますが、法令においては、具体的な設置基準は設けられていません。

特別教室は、普通教室を転用して設置したケースもあり、特別教室の多少が普通教室の多少に深く関係しています。このため、同規模の学校でありながら、利用できる普通教室数が異なるという現象も起きています。

そこで、本委員会では、各学校において確保したい特別教室数について、小学校については以下（表14）のアのとおり、中学校については以下（表15）のアのとおり整理することとしました。

そして、各学校の教室数からこの特別教室数等を差し引くことにより、小学校については以下（表14）のイのとおり、中学校については以下（表15）のイのとおり、今後、各学校で最低限確保できる普通教室数を算出し、平成30年度までの間に見込まれる最大の学級数（詳しくは、P7以降（表4）のとおりです。）と比較して、普通教室の不足が見込まれる学校については、学校の適正規模に向けて具体的な対策を検討することとします。

(表14) 小学校の特別教室数の整理及び普通教室の過不足等の状況

ア 確保したい特別教室数

小学校 1 1 教室	理科室	生活科室	音楽室	図工室	家庭科室
	1 教室	1 教室	1 教室	1 教室	1 教室
	コンピュータ室	視聴覚室	図書室	教育相談室	少人数学習室
	1 教室	1 教室	1 教室	1 教室	2 教室

イ 普通教室の過不足等の状況

学校	総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	特別支援学 級等教室数 (c)	最低限確保でき る普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
一小	30 教室	1 1 教室	0 教室	19 教室	17 学級	2 教室
二小	37 教室		4 教室	22 教室	24 学級	△2 教室
三小	31 教室		8 教室(※)	12 教室	12 学級	0 教室
四小	31 教室		0 教室	20 教室	18 学級	2 教室
五小	35 教室		0 教室	24 教室	20 学級	4 教室
六小	27 教室		4 教室	12 教室	12 学級	0 教室
七小	32 教室		0 教室	21 教室	12 学級	9 教室
八小	30 教室		0 教室	19 教室	28 学級	△9 教室
九小	25 教室		4 教室	10 教室	12 学級	△2 教室
十小	28 教室		0 教室	17 教室	20 学級	△3 教室

※ この8教室には、教育センターが使用している4教室を含んでいます。

(注) 総教室数には、職員室、保健室、事務室等の部屋数は含んでいません。

(表 1 5) 中学校の特別教室数の整理及び普通教室の過不足等の状況

ア 確保したい特別教室数

中学校	理科室	音楽室	美術室	技術室	家庭科室
	2 教室	2 教室	1 教室	2 教室	2 教室
	コンピュータ室	視聴覚室	図書室	教育相談室	少人数学習室
	1 教室	1 教室	1 教室	1 教室	2 教室

イ 普通教室の過不足等の状況

学校	総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	特別支援学 級等教室数 (c)	最低限確保でき る普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
一中	3 5 教室	1 5 教室	5 教室	1 5 教室	1 4 学級	1 教室
二中	2 8 教室		3 教室	1 0 教室	1 2 学級	△ 2 教室
三中	3 5 教室		1 教室(※)	1 9 教室	1 5 学級	4 教室
四中	3 2 教室		0 教室	1 7 教室	1 9 学級	△ 2 教室
五中	3 1 教室		0 教室	1 6 教室	9 学級	7 教室

※ この 1 教室は、地域交流室です。

(注) 総教室数には、職員室、保健室、事務室等の部屋数は含んでいません。

② 対策の考え方

本委員会では、①の考え方に基づき、今後普通教室が不足する学校については、この対応として、校舎の増築あるいは通学区域の変更・調整等の対策が必要であると考えています。

このうち、校舎の増築は、多額の財源を確保する必要があることから、その実施については慎重な判断が必要です。

一方、通学区域の変更・調整についても、各学校の通学区域が歴史的経緯を踏まえて設定されている点及び学校が地域社会の中核的存在である点を考慮すると、その変更・調整を行う場合には、保護者や地域住民へ丁寧な説明が必要です。よって、通学区域の変更・調整には、ある程度の期間を確保する必要があります。

これらのことから、近い将来、普通教室の不足が確実視される学校への対応など、喫緊の課題に対しては校舎の増築を検討することを基本とし、中・長期的な視点に立った対応を検討する際には、通学区域の変更・調整を検討することを基本とすべきであると考えています。

ただし、今後の児童・生徒数及び学級数は、大規模集合住宅等の建設や 3 5 人学級の動向により変動する可能性があることから、普通教室の不足数が 1 教室～ 2 教室と少ない場合には、具体的対策の実施について慎重に判断

する期間を設けるため、今回確保したい特別教室数として整理した教室数（小学校は11教室、中学校は15教室）を一時的に下回る対応（特別教室から普通教室への転用）もやむを得ないと考えています。

その結果、一時的ではありますが、最大限確保できる普通教室数を増やすことができ、普通教室の不足を解消することが可能となることから、その期間中に、校舎の増築あるいは通学区域の変更・調整等の具体的対策の必要性について、改めて慎重に判断することが望ましいと考えています。

（6）通学区域の弾力化

教育委員会では、平成16年3月の審議会の答申を受け、学校選択制の導入について、[参考資料1](#)のとおり時期尚早であるとの方針を示し、学校と地域社会の関係を重視して、地域の児童・生徒が地域の学校に通うことを原則とする指定学校制を採用しています。

また、指定学校変更承認基準の見直しについては、平成18年度及び平成19年度に指定学校変更承認基準を2回変更して、現在は[参考資料7](#)のとおり基準となっています。

本委員会では、通学区域の弾力化のうち学校選択制の導入については、災害時における登下校の安全性の確保など防災面の課題があること、また、学校と地域社会との結びつきが弱まるという課題があることを考慮すると、その導入は見送るべきであると考えています。

市内においては、前述のとおり児童・生徒数が減少している地域と増加している地域があり、現状でも学校規模の格差があることから、この状況で学校選択制を導入することは、格差がさらに拡大する可能性があることも学校選択制の導入を見送るべきと考えた理由の一つです。

一方、通学区域の弾力化のうち、指定学校変更承認基準を大幅に弾力化することについても、学校選択制と同様の課題があると考えられることから、その実施は望ましくないと考えています。

このようなことから、東大和市においては、地域の児童・生徒は地域の学校に通うことを原則とする指定学校制を今後も採用することが望ましく、通学区域の大幅な弾力化については、現段階で時期尚早であると考えています。

5 適正規模に向けた具体的な対策

(1) 当面の課題への対策（普通教室の不足が見込まれる学校への対策）

① 第八小学校及び第十小学校（緊急提言の実施）

ア 緊急提言の実施

第八小学校については、以下（表16）のとおり、今後児童数が増加し、平成26年度に普通教室の大幅な不足が見込まれるなど、喫緊の課題と考えられたことから、平成24年3月22日付の「東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について（緊急提言）」（以下「緊急提言」とします。）により、教育委員会に対して緊急提言を行いました。

なお、緊急提言においては、以下（表17）のとおり、第十小学校でも普通教室が不足する見込みとなったことから、第八小学校の対策と関連付けて、第十小学校の具体的な対策についても、内容に盛り込むこととしました。

（表16）第八小学校の今後の児童数及び学級数の推計等

※1 緊急提言を行った時点（平成24年3月時点）における推計ですので、最新の推計とは対象年度、児童数が異なります。

※2 学級数の算出にあたっては、本委員会が当初想定した学級編制の基準（P26（表12））のとおりです。）に基づいており、最新の推計とは基準が異なります。

・児童数及び学級数の推計

八小	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	133	4	131	3	105	5	141	5	142	4	124	4	140
2年	3	110	4	135	4	135	4	113	4	140	5	142	4	124
3年	3	102	3	110	4	138	5	141	4	114	4	140	5	142
4年	4	133	3	102	3	114	5	147	5	141	4	113	4	140
5年	3	120	4	133	3	105	4	121	5	149	5	142	4	113
6年	3	115	3	120	4	136	3	111	4	121	5	148	5	142
計	20	713	21	731	21	733	26	774	27	807	27	809	26	801

・教室数の整理

総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	最低限確保 できる 普通教室数 (c=a-b)	今後の 最大学級数 (d)	普通教室 の過不足数 (e=c-d)
30教室	11教室	19教室	27学級 (平成27・28年度)	△8教室 (平成27・28年度)

(表 1 7) 第十小学校の今後の児童数及び学級数の推計等

※ 1 緊急提言を行った時点（平成 2 4 年 3 月時点）における推計ですので、最新の推計とは対象年度、児童数が異なります。

※ 2 学級数の算出にあたっては、本委員会が当初想定した学級編制の基準（P 2 6（表 1 2）のとおりです。）に基づいており、最新の推計とは基準が異なります。

・ 児童数及び学級数の推計

十小	2 3 年度		2 4 年度		2 5 年度		2 6 年度		2 7 年度		2 8 年度		2 9 年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1 年	3	81	3	87	3	84	3	87	4	115	3	100	3	105
2 年	2	75	3	83	3	87	3	93	3	87	4	115	3	100
3 年	2	66	2	76	3	83	3	93	3	95	3	87	4	115
4 年	3	82	2	68	2	77	3	94	3	94	3	93	3	86
5 年	2	71	3	83	2	69	3	83	3	95	3	95	3	93
6 年	2	79	2	73	3	84	2	76	3	84	3	95	3	95
計	14	454	15	470	16	484	17	526	19	570	19	585	19	594

・ 教室数の整理

総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	最低限確保 できる 普通教室数 (c=a-b)	今後の 最大学級数 (d)	普通教室 の過不足数 (e=c-d)
2 8 教室	1 1 教室	1 7 教室	1 9 学級 (平成 27～29 年度)	△ 2 教室 (平成 27～29 年度)

イ 緊急提言の主な内容

本委員会では、第八小学校の児童数の増加への具体的な対策について、東西に隣接する学校との間で通学区域を変更・調整することで児童数を減らすことができないか検討しましたが、隣接校においても児童数が増加する見込みであり、このような通学区域の変更・調整は困難な状況でした。

また、通学区域の変更・調整に関しては、新青梅街道を挟んだ北側の隣接校との間で通学区域を変更・調整することも選択肢の一つとなりますが、交通量の多い新青梅街道を越えて通学することについては、通学の安全性を考慮して避けるべきとの結論に達しました。

このようなことから、本委員会では、第八小学校の児童数の増加への具体的な対策について、校舎の増築が避けられないとの結論に達しました。時期的には、第八小学校の平成 2 6 年度の学級数が、平成 2 3 年度と比較して 6 学級増の 2 6 学級まで増加することを考慮すると、同年度までに具体的な対策を検討することが望ましいこととしました。

しかし、校舎の増築については、現在の通学区域を変更・調整せずに第八

小学校のみで増築を行う方法や、隣接校との間で通学区を変更・調整した上で、隣接校で増築を行う方法など、様々な選択肢が考えられました。

また、校舎の増築に関しては、市の財政負担を勘案して決定しなければならないこと、各委員は建築に関する専門的知識を有していないこと等の事情から、本委員会として1つの結論を導くことは困難な状況でした。

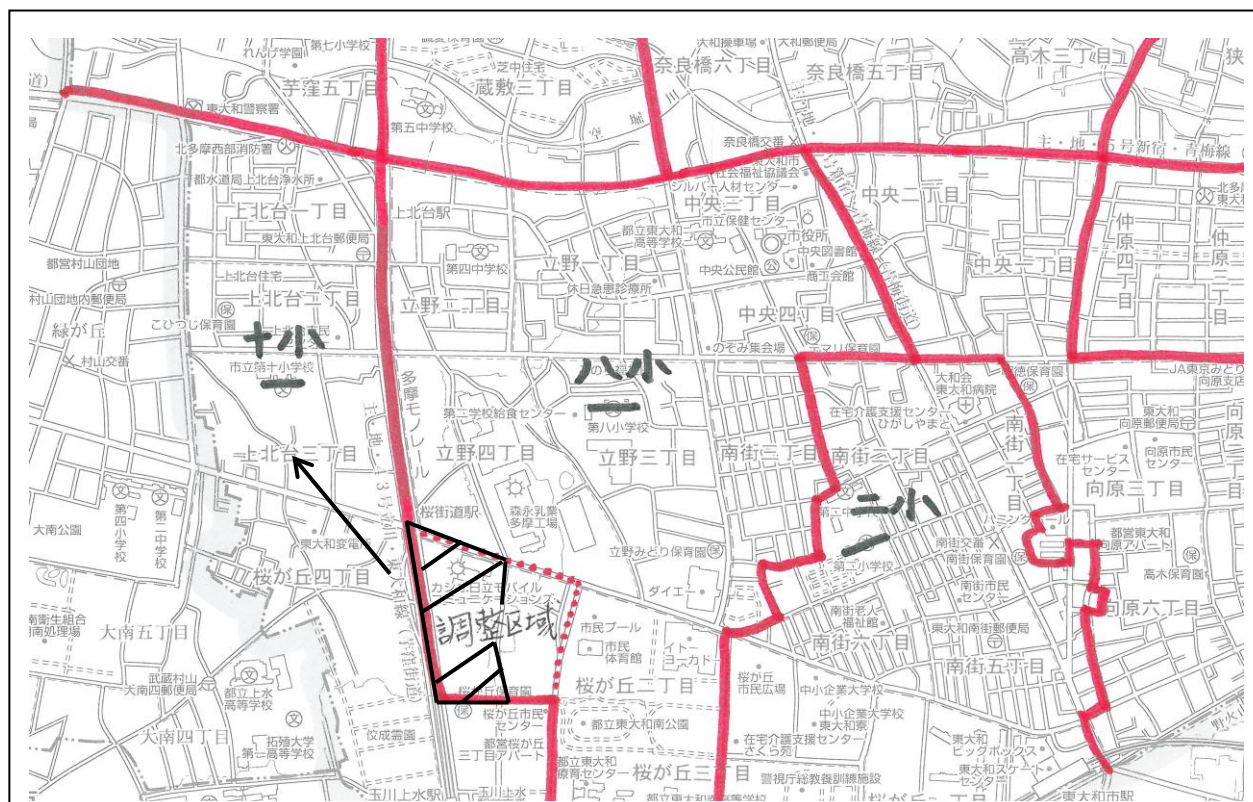
そこで、第八小学校の児童数の増加に対して考えられる具体的な対策については、第十小学校の対策と関連付けて、以下（表18）のとおり優先順位を付けてまとめ、教育委員会に対して緊急提言を行いました。

なお、優先順位1を採用した場合のシミュレーション結果については、以下シミュレーション1のとおりです。

（表18）具体的な対策の内容

順位	具体的な対策の内容	
	校舎の増築	通学区の変更・調整
優先順位1	第八小学校及び第十小学校の両校	以下（地図1）のとおり、第八小学校の通学区のうち、調整区域の一部を第十小学校の通学区とする。
優先順位2	第八小学校のみ	実施しない。
優先順位3	第十小学校のみ	第八小学校の通学区のうち、調整区域の全部を第十小学校の通学区とする。

（地図1）通学区の変更・調整方法



シミュレーション1 優先順位1のとおり通学区域を変更・調整した場合のシミュレーション[緊急提言時点]

【注意点】

- 1 緊急提言を行った時点（平成24年3月時点）におけるシミュレーションですので、最新の推計とは、対象年度、児童数が異なります。
- 2 学級数の算出にあたっては、本委員会が当初想定した学級編制の基準（P26（表12））のとおりです。）に基づいており、最新の推計とは基準が異なります。

【想定内容】

平成26年4月から、P33（地図1）のとおり通学区域を変更するものとし、通学区域の変更前から第八小学校に在籍している当該地域の児童は、引き続き卒業まで同校に在籍すると想定しました。

<第八小学校>

1 通学区域の変更前

八小	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	133	4	131	3	105	5	141	5	142	4	124	4	140
2年	3	110	4	135	4	135	4	113	4	140	5	142	4	124
3年	3	102	3	110	4	138	5	141	4	114	4	140	5	142
4年	4	133	3	102	3	114	5	147	5	141	4	113	4	140
5年	3	120	4	133	3	105	4	121	5	149	5	142	4	113
6年	3	115	3	120	4	136	3	111	4	121	5	148	5	142
計	20	713	21	731	21	733	26	774	27	807	27	809	26	801
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	△ 1教室		△ 2教室		△ 2教室		△ 7教室		△ 8教室		△ 8教室		△ 7教室	



2 通学区域の変更後

八小	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	133	4	131	3	105	4	125	4	131	4	113	4	128
2年	3	110	4	135	4	135	4	113	4	124	4	131	4	113
3年	3	102	3	110	4	138	5	141	4	114	4	124	4	131
4年	4	133	3	102	3	114	5	147	5	141	4	113	4	124
5年	3	120	4	133	3	105	4	121	5	149	5	142	4	113
6年	3	115	3	120	4	136	3	111	4	121	5	148	5	142
計	20	713	21	731	21	733	25	758	26	780	26	771	25	751
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	△ 1教室		△ 2教室		△ 2教室		△ 6教室		△ 7教室		△ 7教室		△ 6教室	

<第十小学校>

1 通学区域の変更前

十小	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	81	3	87	3	84	3	87	4	115	3	100	3	105
2年	2	75	3	83	3	87	3	93	3	87	4	115	3	100
3年	2	66	2	76	3	83	3	93	3	95	3	87	4	115
4年	3	82	2	68	2	77	3	94	3	94	3	93	3	86
5年	2	71	3	83	2	69	3	83	3	95	3	95	3	93
6年	2	79	2	73	3	84	2	76	3	84	3	95	3	95
計	14	454	15	470	16	484	17	526	19	570	19	585	19	594
確保できる普通教室数	17教室													
普通教室の過不足数	3教室		2教室		2教室		0教室		△ 2教室		△ 2教室		△ 2教室	



2 通学区域の変更後

十小	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	81	3	87	3	84	3	103	4	126	4	111	4	117
2年	2	75	3	83	3	87	3	93	3	103	4	126	4	111
3年	2	66	2	76	3	83	3	93	3	95	3	103	4	126
4年	3	82	2	68	2	77	3	94	3	94	3	93	3	102
5年	2	71	3	83	2	69	3	83	3	95	3	95	3	93
6年	2	79	2	73	3	84	2	76	3	84	3	95	3	95
計	14	454	15	470	16	484	17	542	19	597	20	623	21	644
確保できる普通教室数	17教室													
普通教室の過不足数	3教室		2教室		2教室		0教室		△ 2教室		△ 3教室		△ 4教室	

ウ 緊急提言への対応（教育委員会及び市の対応）

教育委員会及び市では、本委員会からの緊急提言を受けて、平成24年6月に優先順位1の対策を実施することを決定し、以下のとおり対応することとなりました。

（ア）校舎の増築

教育委員会及び市では、第八小学校において、平成26年度から使用できるよう、6教室分の増築をする。6教室を超える増築は第八小学校の更なる大規模化につながると考え、今後を含めて行わないこととした。

（イ）増築後の対応

教育委員会及び市では、優先順位1の対策のうち、通学区域の変更・調整及び第十小学校における校舎の増築については、小学校3年生以降への35人学級の進展がない場合には、これらの対策は実施しなくても対応可能であると判断したことから、35人学級の今後の動向等を見極めた上で、改めて判断することとした。

エ 第八小学校増築後の対応（本委員会の考え方）

教育委員会及び市では、本委員会からの緊急提言を受けて、優先順位1の対策を実施することとなりましたが、通学区域の変更・調整及び第十小学校における校舎の増築については、35人学級の今後の動向等を見極めた上で、改めて判断することとなりました。

第八小学校の最新の児童数及び学級数の推計については、P10（表4）のとおりですが、この推計に校舎の増築を考慮すると、今後の普通教室の不足数は以下（表19）のとおりとなります。35人学級が小学校3年生以降に進展すると、今回6教室の増築を行ったとしても、平成30年度には普通教室が3教室不足する見込みです。

一方、第十小学校についても、今後の普通教室の不足数は以下（表20）のとおりとなり、35人学級が小学校3年生以降に進展すると、平成30年度には普通教室が3教室不足する見込みです。

このようなことから、本委員会としては、35人学級の今後の動向等により、第八小学校及び第十小学校の普通教室が不足することが確実となった場合には、優先順位1のとおり、第八小学校と第十小学校との間で通学区域を変更・調整するとともに、第十小学校において校舎の増築を行うことが理想的であると考えています。

(表 1 9) 校舎の増築を考慮した後の第八小学校の普通教室の不足見込み(児童数及び学級数については、P 1 0 の(表 4)と同表)

八小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	123	4	106	5	143	5	147	4	130	5	141	5	149
2年	4	134	4	126	4	114	5	142	5	147	4	130	5	141
3年	3	111	4	136	4	132	4	115	5	143	5	146	4	130
4年	3	103	3	114	4	145	4	132	4	114	5	143	5	146
5年	4	135	3	105	4	121	4	147	4	133	4	114	5	142
6年	3	120	4	137	3	111	4	121	4	146	4	133	4	114
計	21	726	22	724	24	766	26	804	26	813	27	807	28	822
確保できる普通教室数	19教室				25教室(増築後)									
普通教室の過不足数	△ 2教室		△ 3教室		1教室		△ 1教室		△ 1教室		△ 2教室		△ 3教室	

(表 2 0) 第十小学校の普通教室の不足見込み(児童数及び学級数については、P 1 1 の(表 4)と同表)

十小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	82	3	79	3	83	4	109	3	94	3	96	4	125
2年	3	80	3	82	3	88	3	83	4	109	3	94	3	96
3年	2	72	2	80	3	88	3	90	3	84	4	109	3	94
4年	2	66	2	72	3	91	3	89	3	88	3	83	4	109
5年	3	82	2	66	2	78	3	92	3	90	3	88	3	83
6年	2	72	3	82	2	73	2	79	3	92	3	90	3	88
計	15	454	15	461	16	501	18	542	19	557	19	560	20	595
確保できる普通教室数	17教室													
普通教室の過不足数	2教室		2教室		1教室		△ 1教室		△ 2教室		△ 2教室		△ 3教室	

② 第二小学校

ア 現状と課題

第二小学校は、第八小学校と同様、大規模集合住宅等の建設により近年児童数の増加が著しく、P 8（表 4）のとおり、平成 24 年 5 月 1 日現在の児童数は 625 人、学級数は 20 学級と、市内で 3 番目に大きい小学校です。

同校では、平成 19 年 3 月に完成した東京ユニオンガーデン（791 戸）の影響により、児童数の大幅増が見込まれることとなったことから、平成 18 年度に校舎の増築を行ったところです。

しかし、その後も通学区域内に新たな大規模集合住宅等が建設されたことや東京ユニオンガーデンに居住している児童が順次学齢に達すること等の理由により、今後も児童数は増となる見込みです。

具体的には、平成 29 年度以降の学級数は、平成 24 年度と比較して 4 学級増の 24 学級となることから、P 28（表 14）のイのとおり、普通教室が 2 教室不足することが予測されます。

イ 検討の内容

本委員会では、第二小学校が平成 18 年度に校舎の増築を実施済みであり、更なる増築が困難であることを考慮して、隣接校との間で通学区域の変更・調整を行うことにより、児童数を減らすことができないか検討しました。

そこで、東西に隣接する第八小学校または第五小学校との間で、通学区域の変更・調整を行うことを検討しましたが、第八小学校については、普通教室の不足が見込まれており、緊急提言を受けて同校の校舎の増築をしたとしても、同校の児童数をさらに増加させるような通学区域の変更・調整は困難な状況です。

また、東側に隣接する第五小学校についても、後述のとおり、第三小学校及び第六小学校を含めて通学区域の変更・調整を行うことや、小・中連携教育の推進に向けて通学区域の変更・調整を行うことが中・長期的な課題となっていることを考慮すると、現段階においては、第五小学校との間で、通学区域の変更・調整を行うことが望ましいとまでは言い切れない状況です。

ウ 具体的な対策

本委員会では、イのとおり検討した結果、校舎の増築によっては対応することができず、通学区域の変更・調整についても、現段階では結論を導くことができないと判断したことから、今回確保したい特別教室数として整理した 11 教室を一時的に下回る対応（特別教室から普通教室へ転用）もやむを得ないと考えています。

具体的には、以下（表 21）のとおり、緊急的対策として特別教室数を 9

教室とすれば、最低限確保できる普通教室数を2教室分増やすことができ、普通教室の不足を解消することが可能となります。

今後の児童数及び学級数については、大規模集合住宅等の建設や35人学級の動向により変動する可能性があり、現段階においては、このような緊急的対策もやむを得ないと考えています。

(表2-1) 第二小学校の教室数の整理

総教室数 (a)	特別教室数 (b)	特別支援 学級等 教室数 (c)	最低限確保 できる 普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
37教室	9教室	4教室	24教室	24学級 (平成29年度 以降)	0教室

③ 第九小学校

ア 現状と課題

第九小学校は、P10（表4）のとおり、平成24年5月1日現在の児童数は238人、学級数は8学級と、市内で最も小規模な小学校です。

同校では、平成24年度に合計4学年で単学級が生じており、この小規模校状態の解消が重要な課題となるところではありますが、今後の児童数は増加傾向であり、35人学級の進展を考慮すれば、長期的には単学級は解消に向かうものと考えています。

このようなことから、第九小学校については、小規模校状態の解消を喫緊の課題として検討するよりは、中・長期的な視点に立って対応を検討すべきであると考えています。

しかし、同校においては、知的障害固定学級として普通教室を4教室分使用している事情もあり、今後の児童数の増加に対して普通教室が不足する見込みです。

具体的には、平成30年度の学級数は、平成24年度と比較して4学級増の12学級となることから、P28（表14）のイのとおり、普通教室が2教室不足することが予測されます。

イ 検討の内容

本委員会では、この普通教室の不足に対する対策を検討するにあたり、教室数に余裕がある隣接の第七小学校との間で通学区域の変更・調整を行い、第九小学校の児童数を減らすことが選択肢の一つとなると考えました。

しかし、今後児童数が増加する見込みであるとはいえ、第九小学校の平成30年度の児童数は304人と市内小学校の中では小規模校であり、同校の児童数を更に減少させることは、学校の適正規模の趣旨を考慮すると適切ではないと考えています。

ウ 具体的な対策

本委員会では、今後不足する見込みの普通教室が2教室であることから、この2教室分を確保するためには、今回確保したい特別教室数として整理した11教室を一時的に下回る対応（特別教室から普通教室へ転用）もやむを得ないと考えています。

具体的には、以下（表22）のとおり、緊急的対策として特別教室数を9教室とすれば、最低限確保できる普通教室数を2教室分増やすことができ、普通教室の不足を解消することが可能となります。

今後の児童数及び学級数については、大規模集合住宅等の建設や35人学級の動向により変動する可能性があるという事情を考慮すれば、現段階にお

いては、このような緊急的対策もやむを得ないと考えています。

(表 2 2) 第九小学校の教室数の整理

総教室数 (a)	特別教室数 (b)	特別支援 学級等 教室数 (c)	最低限確保 できる 普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
25 教室	9 教室	4 教室	12 教室	12 学級 (平成 30 年度)	0 教室

④ 第二中学校

ア 現状と課題

第二中学校は、P 1 2（表 4）のとおり、平成 2 4 年 5 月 1 日現在の児童数は 3 5 1 人、学級数は 1 0 学級と、学校教育法施行規則が定める標準学級に満たない小規模校となっています。

しかし、同校においては、情緒障害等通級指導学級として普通教室を 3 教室分使用している事情もあり、今後の生徒数の増加に対して普通教室が不足する見込みです。同校は、大規模集合住宅等の建設が相次いでいる市の南西部地域を通学区域としており、今後は生徒数が増となる見込みです。

その結果、平成 2 6 年度、平成 2 7 年度及び平成 3 0 年度の学級数は、平成 2 4 年度と比較して 2 学級増の 1 2 学級となることから、P 2 9（表 1 5）のイのとおり、普通教室が 2 教室不足することが予測されます

イ 検討の内容

本委員会では、この普通教室の不足に対する対策を検討するにあたり、まず、教室数に余裕がある隣接校の第三中学校との間で通学区域の変更・調整を行うことにより、生徒数を減らすことができないか検討しました。

しかし、第二中学校と第三中学校との間で通学区域を変更・調整することについては、後述のとおり、第五小学校の小・中連携教育の推進の面で中・長期的な課題となっており、現段階において、普通教室の不足を理由として通学区域を変更・調整することは望ましくないと考えています。

また、新青梅街道を挟んだ北側の隣接校との間で通学区域を変更・調整することについても、他校と同様、通学の安全性を考慮して避けるべきとの結論に達したことから、このような通学区域の変更・調整も適切ではないと考えています。

なお、対策のもう一つの選択肢である校舎の増築についても、今後不足する見込みの普通教室が 2 教室のみであることを考慮すると、現段階において、増築することが望ましいとまでは言い切れない状況です。

ウ 具体的な対策

本委員会では、イのとおり検討した結果、通学区域の変更・調整によっては対応できないことが判明し、増築についても現時点では結論を導くことができないと判断したことから、今回確保したい特別教室数として整理した 1 5 教室を一時的に下回る対応（特別教室から普通教室へ転用）もやむを得ないと考えています。

具体的には、以下（表 2 3）のとおり、緊急的対策として特別教室数を 1 3 教室とすれば、最低限確保できる普通教室数を 2 教室分増やすことがで

き、普通教室の不足を解消することが可能となります。

第二中学校については、通学区域内に新たな大規模集合住宅等が建設される可能性もあり、今後の生徒数の推移を見極めながら、長期的には校舎の増築を含めて対策を検討しなければなりません。

また、新たな対策を検討する際には、第五小学校区が第二中学校区と第三中学校区に分断されている点についても、第二中学校の通学区域を変更・調整することでその解消を図ることができないか、検討する必要があります。

このように、第二中学校については、中・長期的な視点に立って対策を検討しなければならないという事情を考慮すれば、現段階においては、このような緊急的対策もやむを得ないと考えています。

(表 2 3) 第二中学校の教室数の整理

総教室数 (a)	特別教室数 (b)	特別支援 学級等 教室数 (c)	最低限確保 できる 普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
28教室	13教室	3教室	12教室	12学級 (平成26・27 ・30年度)	0教室

⑤ 第四中学校

ア 現状と課題

第四中学校は、P 1 2（表 4）のとおり、平成 2 4 年 5 月 1 日現在の生徒数は 5 4 8 人、学級数は 1 5 学級と、市内で最大規模の中学校です。

同校では、大規模集合住宅等の建設が相次いでいる市の南西部地域を通学区域としており、今後は生徒数が増加する見込みです。

具体的には、平成 3 0 年度の学級数は、平成 2 4 年度と比較して 4 学級増の 1 9 学級となることから、P 2 9（表 1 5）のイのとおり、普通教室が 2 教室不足することが予測されます。

イ 検討の内容

本委員会では、この普通教室の不足に対する対策を検討するにあたり、まず、隣接校との間で通学区域を変更・調整することにより、生徒数を減らすことができないか検討しました。

しかし、東側に隣接する第二中学校についても、前述のとおり普通教室の不足が懸念されており、同校の生徒数を更に増加させるような通学区域の変更・調整は困難な状況です。

また、新青梅街道を挟んだ北側の隣接校との間で通学区域を変更・調整することについても、小学校と同様、通学の安全性を考慮して避けるべきとの結論に達したことから、このような通学区域の変更・調整も適切ではないと考えています。

なお、対策のもう一つの選択肢である校舎の増築についても、今後不足する見込みの普通教室が 2 教室であること、今後建設される大規模集合住宅等からの生徒出現数は流動的であることを考慮すると、現段階において、増築することが望ましいとまでは言い切れない状況です。

ウ 具体的な対策

本委員会では、イのとおり検討した結果、通学区域の変更・調整によっては対応できないことが判明し、増築についても現時点では結論を導くことができないと判断したことから、今回確保したい特別教室数として整理した 1 5 教室を一時的に下回る対応（特別教室から普通教室へ転用）もやむを得ないと考えています。

具体的には、以下（表 2 4）のとおり、緊急的対策として特別教室数を 1 3 教室とすれば、最低限確保できる普通教室数を 2 教室分増やすことができ、普通教室の不足を解消することが可能となります。

第四中学校については、今後も通学区域内に大規模集合住宅等の建設が相次ぐ見込みであり、今後の生徒数の推移を見極めながら、長期的には校舎の

増築を含めて対策を検討しなければならないという事情を考慮すれば、現段階においては、このような緊急的対策もやむを得ないと考えています。

(表 2 4) 第四中学校の教室数の整理

総教室数 (a)	特別教室数 (b)	最低限確保 できる 普通教室数 (c=a-b)	今後の 最大学級数 (d)	普通教室 の過不足数 (e=c-d)
32 教室	13 教室	19 教室	19 学級 (平成 30 年度)	0 教室

(2) 中・長期的な課題への対策

① 第三小学校の小規模校状態の解消

ア 現状と課題

第三小学校は、P 8（表 4）のとおり、平成 24 年 5 月 1 日現在の児童数は 262 人、学級数は 11 学級と、市内で 2 番目に小規模な小学校です。

同校では、平成 24 年度に 1 学年（4 年生）で単学級が生じており、この小規模校状態の解消が課題となるところではありますが、今後の 35 人学級の進展により、中・長期的には、単学級は解消に向かうと見込んでいます。

しかし、児童数については今後も大きな変化はなく、平成 30 年度の児童数は 261 人と、市内小学校の中では最も小規模校となる見込みです。今後の学級数は、35 人学級が上位学年に順次進んだと想定して算出しており、この想定どおりとならない場合には、単学級が生じる可能性もあります。

また、同校の通学区域内には都営東京街道団地があり、今後の再開発の動向次第では、児童数が増加に転じることも考えられますが、平成 24 年度現在、計画は未定となっています。

そこで、中・長期的には、この再開発計画の動向に注意を払いつつ、小規模校状態の解消に向けて、対策を検討する必要があると考えています。

イ 検討の内容

本委員会では、この小規模校状態を解消するためには、通学区域の変更・調整により、同校の児童数を増加させる対策が有効であると考えました。

しかし、どのように通学区域を変更・調整すべきかについては、いくつかのパターンが考えられることから、様々なシミュレーションを行い、検討をしてきました。

その結果、通学区域を変更・調整した場合の児童数の見込みと各学校の最低限確保できる普通教室数とを比較して検討することはもちろん、通学区域の変更・調整に際しては、通学時の事故防止の観点から、出来る限り大きな道路を境として、新たな通学区域を設定することが望ましいと考えました。

ウ 今後の対応

本委員会では、イのとおり検討した結果、通学区域の変更・調整については、第三小学校だけではなく、第五小学校及び第六小学校を含めて実施することが理想的であると考えています。この具体的な通学区域の変更・調整方法については、以下（地図 2）のとおりです。

この通学区域の変更・調整については、審議会の答申においても、「第六小学校区域から第三小学校区域への編入・第五小学校区域から第六小学校区域への編入」として示されています。

このような変更・調整により、大きな道路を境として新たな通学区域を設定できるようになるとともに、第三小学校の児童数の増加、第五小学校及び第六小学校の適正規模の確保が可能となると考えています。

ただし、第三小学校の通学区域内では、都営東京街道団地が再開発される可能性もあり、また、35人学級の今後の動向によっても今後の学級数は異なってくることから、これらの動向を慎重に見極める必要があります。

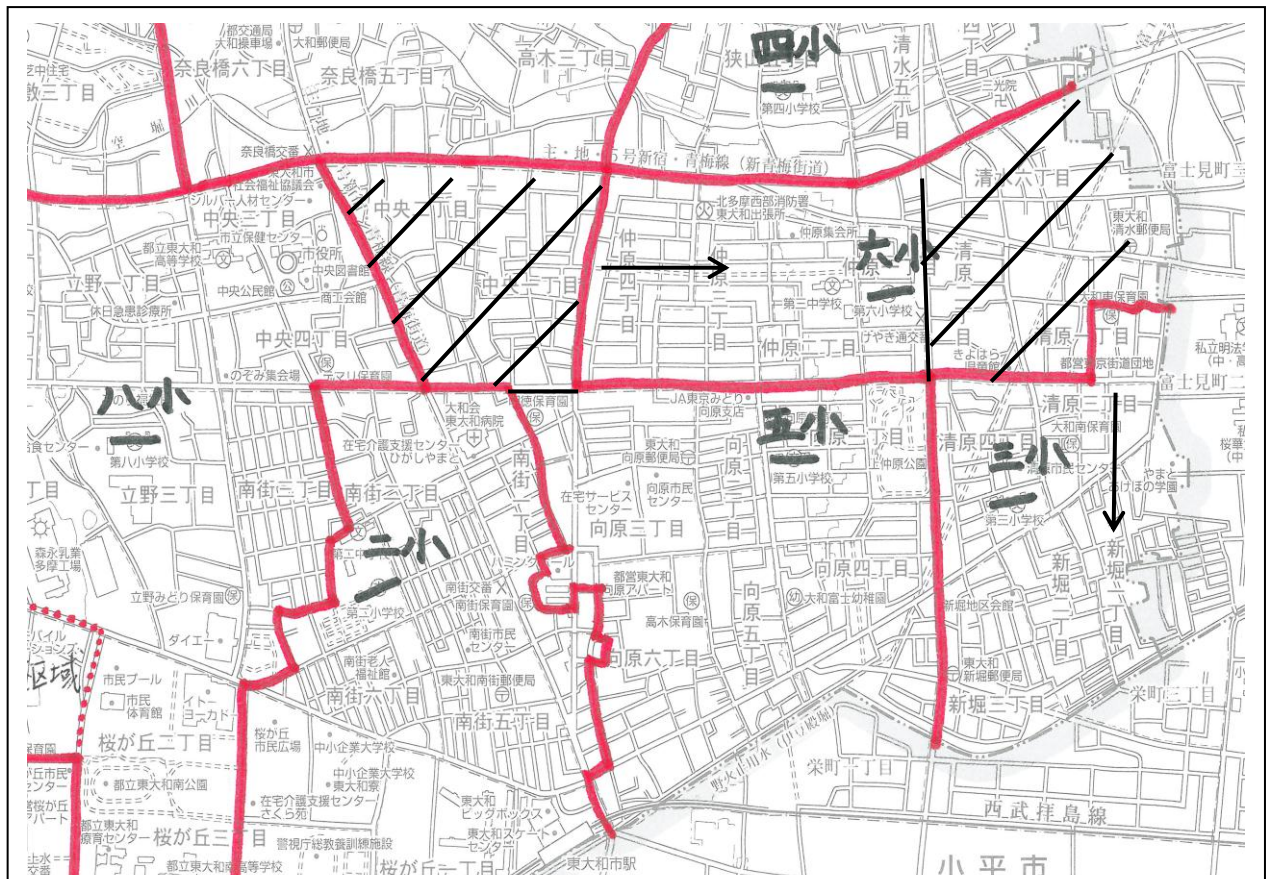
また、通学区域が歴史的経緯を踏まえて設定されている点及び学校が地域社会の中核的存在である点を考慮すると、通学区域の変更・調整については、慎重に判断する必要もあります。

加えて、第六小学校については、この通学区域の変更・調整により、今後見込まれる最大学級数が、同校で最低限確保できる普通教室数を上回る見込みとなることから、この対策についてもあわせて検討しなければなりません。

このようなことから、本委員会としては、第三小学校の小規模校状態の解消について、都営東京街道団地の再開発や35人学級の今後の動向等を見極めつつ、通学区域の変更・調整を中・長期的に検討することが望ましいと考えています。

なお、通学区域を変更・調整した場合の児童数のシミュレーション結果については、以下シミュレーション2のとおりです。

(地図2) 通学区域の変更・調整方法



シミュレーション 2 通学区域を変更・調整した場合のシミュレーション

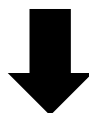
【想定内容】

平成27年4月から、P47（地図2）のとおり通学区域を変更するものとし、通学区域の変更前から在籍している当該地域の児童は、引き続き卒業まで在籍すると想定しました。

<第三小学校>

1 通学区域の変更前（P8（表4）と同表）

三小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37	2	43	1	35
2年	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37	2	43
3年	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51	2	37
4年	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	51
5年	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54
6年	2	46	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41
計	11	262	11	257	11	269	12	281	12	267	12	266	11	261
確保できる普通教室数	12教室													
普通教室の過不足数	1教室		1教室		1教室		0教室		0教室		0教室		1教室	



2 通学区域の変更後

三小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	40	2	41	2	54	2	63	2	57	2	63	2	53
2年	2	44	2	40	2	41	2	54	2	63	2	57	2	63
3年	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	63	2	57
4年	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54	2	63
5年	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41	2	54
6年	2	46	2	42	1	39	2	51	2	44	2	40	2	41
計	11	262	11	257	11	269	12	293	12	299	12	318	12	331
確保できる普通教室数	12教室													
普通教室の過不足数	1教室		1教室		1教室		0教室		0教室		0教室		0教室	

< 第五小学校 >

1 通学区域の変更前（P 9（表 4）と同表）

五小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	71	3	91	3	100	4	107	4	114	3	103	3	102
2年	3	102	3	71	3	95	3	100	4	107	4	114	3	103
3年	3	114	3	102	3	74	3	96	3	100	4	107	4	113
4年	3	100	3	114	3	107	3	74	3	95	3	100	4	108
5年	4	126	3	100	3	117	3	107	3	74	3	95	3	100
6年	4	132	4	126	3	103	3	117	3	107	3	75	3	95
計	20	645	19	604	18	596	19	601	20	597	20	594	20	621
確保できる普通教室数	24教室													
普通教室の過不足数	4教室		5教室		6教室		5教室		4教室		4教室		4教室	



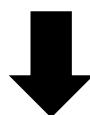
2 通学区域の変更後

五小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	3	71	3	91	3	100	3	91	3	89	3	94	3	93
2年	3	102	3	71	3	95	3	100	3	91	3	89	3	94
3年	3	114	3	102	3	74	3	96	3	100	3	91	3	88
4年	3	100	3	114	3	107	3	74	3	95	3	100	3	92
5年	4	126	3	100	3	117	3	107	3	74	3	95	3	100
6年	4	132	4	126	3	103	3	117	3	107	3	75	3	95
計	20	645	19	604	18	596	18	585	18	556	18	544	18	562
確保できる普通教室数	24教室													
普通教室の過不足数	4教室		5教室		6教室		6教室		6教室		6教室		6教室	

< 第六小学校 >

1 通学区域の変更前（P 9（表 4）と同表）

六小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60	2	65	2	61
2年	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60	2	65
3年	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52	2	60
4年	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	52
5年	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54
6年	2	56	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60
計	12	333	12	337	12	330	12	328	12	326	12	335	12	352
確保できる普通教室数	12教室													
普通教室の過不足数	0教室		0教室		0教室		0教室		0教室		0教室		0教室	



2 通学区域の変更後

六小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	44	2	60	2	54	2	69	3	78	2	67	3	74
2年	2	56	2	44	2	60	2	54	2	69	3	78	2	67
3年	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	69	3	78
4年	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54	2	69
5年	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60	2	54
6年	2	56	2	61	2	54	2	62	2	56	2	44	2	60
計	12	333	12	337	12	330	12	345	13	361	13	372	14	402
確保できる普通教室数	12教室													
普通教室の過不足数	0教室		0教室		0教室		0教室		△ 1教室		△ 1教室		△ 2教室	

② 第五小学校の小・中連携教育の推進

ア 現状と課題

東大和市においては、小・中連携教育を推進するにあたり、第五小学校区が第二中学校区と第三中学校区に分断されている点が課題となっています。

小・中連携教育を推進する上では、第五小学校区の全域が第二中学校区に含まれるか、あるいは第三中学校区に含まれることが理想的であり、このためには第二中学校及び第三中学校の通学区域を変更・調整することが必要となります。

イ 検討の内容

本委員会では、第二中学校及び第三中学校の通学区域を変更・調整することについてシミュレーションを行い、検討をしてきました。

通学区域の変更・調整の具体的方法については、第二中学校の通学区域を拡大する方法（第二中学校区を第二小学校区及び第五小学校区の全域、第三中学校区を第三小学校区及び第六小学校区の全域とする方法）と、第二中学校の通学区域を縮小する方法（第二中学校区を第二小学校区の全域、第三中学校区を第三小学校区、第五小学校区及び第六小学校区の全域とする方法）の2通りが考えられます。

このうち、第二中学校の通学区域を拡大する方法では、一つの中学校区で小学校2校体制となることから、理想的ではありますが、P54（参考）のとおり、第二中学校の生徒数が増え過ぎてしまうため、現在の学校施設では対応困難であることが判明しました。

一方、第二中学校の通学区域を縮小する方法では、以下シミュレーション3のとおり、現在の学校施設でも対応可能であることが判明しました。

このようなことから、第五小学校の小・中連携教育の推進にあたっては、第二中学校の通学区域を縮小する方法を軸に、今後の対応を検討すべきであると考えています。

ウ 今後の対応

第五小学校については、前述のとおり、第六小学校との間で通学区域を変更・調整することが「中・長期的な課題への対策」となっていることから、今後、通学区域が変更・調整される可能性があります。

よって、小・中連携教育に向けた通学区域の変更・調整については、第五小学校の通学区域を今後どのように変更・調整するかにより、その実施方法が異なってきます。

また、中学校においては、後述のとおり、教室数に余裕のある学校への特別支援学級・通級指導学級の設置が課題となっており、第三中学校が有力な

候補校の一つとなっています。

このようなことから、本委員会では、小・中連携教育に向けた通学区域の変更・調整については、第五小学校の通学区域の変更・調整や中学校への特別支援学級・通級指導学級の設置に配慮しつつ、通学区域の変更・調整（第二中学校の通学区域を縮小して、第二中学校区を第二小学校区の全域、第三中学校区を第三小学校区、第五小学校区及び第六小学校区の全域とする方法）を検討することが望ましいと考えています。

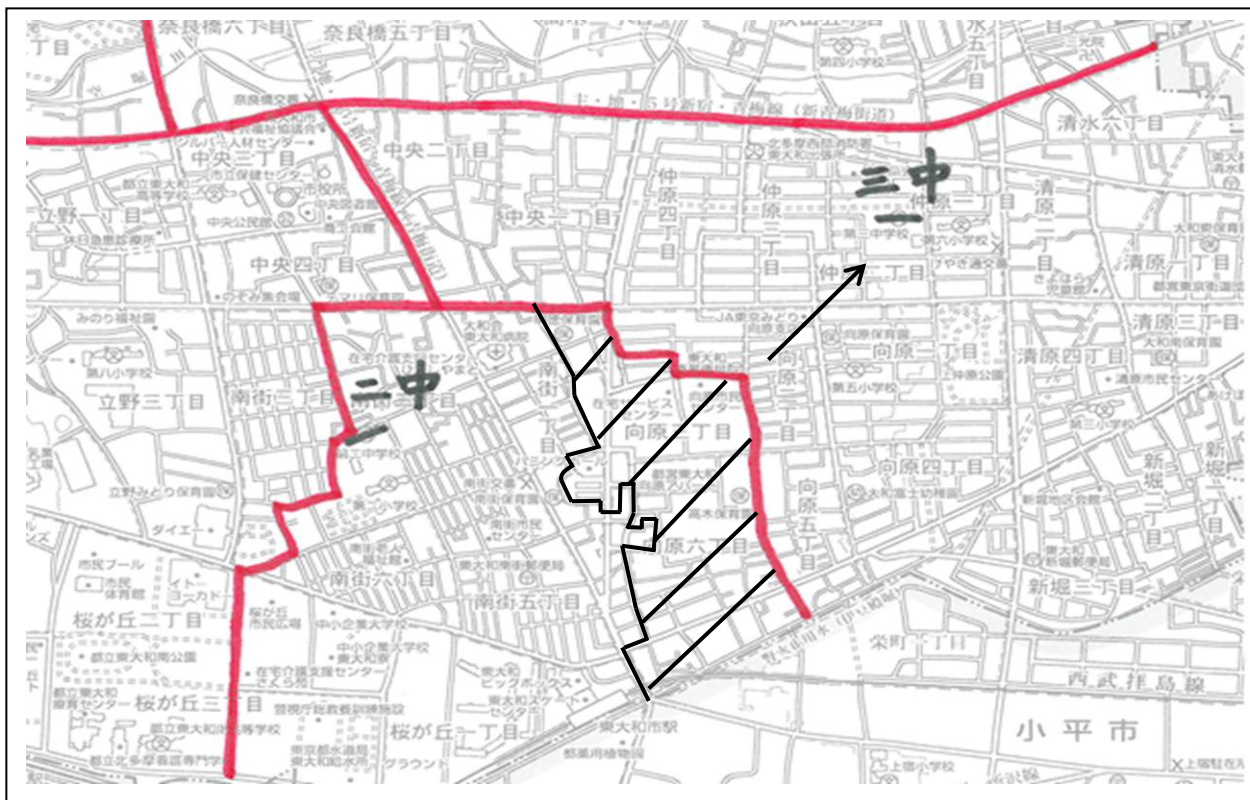
この通学区域の変更・調整により、第二小学校と第二中学校は同一の通学区域となることから、両校の間で小・中連携教育が一層推進することが期待できます。加えて、仮に両校の間で運動場を共有できれば、他校に比べて運動場の面積が狭い第二小学校の教育環境の向上にもつながると考えています。

シミュレーション 3 第二中学校の通学区域を縮小した場合のシミュレーション

【想定内容】

平成27年4月から、以下（地図3）のとおり通学区域を変更するものとし、通学区域の変更前から在籍している当該地域の生徒は、引き続き卒業まで在籍すると想定しました。

（地図3）



< 第二中学校 >

1 通学区域の変更前 (P 1 2 の (表 4) と同表)

二中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	127	4	132	4	127	4	117	4	125	4	125	4	126
2年	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125	4	125
3年	3	105	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125
計	10	351	11	378	12	386	12	376	11	369	11	367	12	376
確保できる普通教室数	10教室													
普通教室の過不足数	0教室		△ 1教室		△ 2教室		△ 2教室		△ 1教室		△ 1教室		△ 2教室	



2 通学区域の変更後

二中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	127	4	132	4	127	3	86	3	82	3	96	3	104
2年	3	119	4	127	4	132	4	127	3	86	3	82	3	96
3年	3	105	3	119	4	127	4	132	4	127	3	86	3	82
計	10	351	11	378	12	386	11	345	10	295	9	264	9	282
確保できる普通教室数	10教室													
普通教室の過不足数	0教室		△ 1教室		△ 2教室		△ 1教室		0教室		1教室		1教室	

< 第三中学校 >

1 通学区域の変更前 (P 1 2 (表 4) と同表)

三中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	162	6	180	5	171	5	151	5	170	5	165	4	134
2年	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170	5	165
3年	5	172	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170
計	14	485	15	493	15	513	15	502	14	492	14	486	14	469
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	5教室		4教室		4教室		4教室		5教室		5教室		5教室	



2 通学区域の変更後

三中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	162	6	180	5	171	6	182	7	213	6	194	5	156
2年	4	151	5	162	5	180	5	171	5	182	6	213	6	195
3年	5	172	4	151	5	162	5	180	5	171	5	182	6	213
計	14	485	15	493	15	513	16	533	17	566	17	589	17	564
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	5教室		4教室		4教室		3教室		2教室		2教室		2教室	

(参考) 第二中学校の通学区域を拡大した場合のシミュレーション

【想定内容】

平成27年4月から、第二中学校の通学区域を拡大する(第二中学校区を第二小学校区及び第五小学校区の全域とする)ものとし、通学区域の変更前から在籍している当該地域の生徒は、引き続き卒業まで在籍すると想定しました。

<第二中学校>

1 通学区域の変更前(P12(表4)と同表)

二中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	127	4	132	4	127	4	117	4	125	4	125	4	126
2年	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125	4	125
3年	3	105	3	119	4	127	4	132	4	127	3	117	4	125
計	10	351	11	378	12	386	12	376	11	369	11	367	12	376
確保できる普通教室数	10教室													
普通教室の過不足数	0教室		△1教室		△2教室		△2教室		△1教室		△1教室		△2教室	



2 通学区域の変更後

二中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	4	127	4	132	4	127	6	185	6	199	6	203	6	187
2年	3	119	4	127	4	132	4	127	5	185	5	199	6	203
3年	3	105	3	119	4	127	4	132	4	127	5	185	5	199
計	10	351	11	378	12	386	14	444	15	511	16	587	17	589
確保できる普通教室数	10教室													
普通教室の過不足数	0教室		△1教室		△2教室		△4教室		△5教室		△6教室		△7教室	

<第三中学校>

1 通学区域の変更前(P12(表4)と同表)

三中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	162	6	180	5	171	5	151	5	170	5	165	4	134
2年	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170	5	165
3年	5	172	4	151	5	162	5	180	5	171	4	151	5	170
計	14	485	15	493	15	513	15	502	14	492	14	486	14	469
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	5教室		4教室		4教室		4教室		5教室		5教室		5教室	



2 通学区域の変更後

三中	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	5	162	6	180	5	171	3	83	3	96	3	87	3	73
2年	4	151	5	162	5	180	5	171	3	83	3	96	3	87
3年	5	172	4	151	5	162	5	180	5	171	3	83	3	96
計	14	485	15	493	15	513	13	434	11	350	9	266	9	256
確保できる普通教室数	19教室													
普通教室の過不足数	5教室		4教室		4教室		6教室		8教室		10教室		10教室	

6 適正配置に向けた具体的な検討事項

(1) 第七小学校と第九小学校の統合の検討

① 検討の経過

本委員会では、学校規模について、児童・生徒が学校における集団生活を通して社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くために、クラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましいと考えています。

そのため、本委員会では、将来的に単学級の解消の見込みがない学校については、児童・生徒数を増やすための通学区域の変更・調整や隣接校との統合が必要であると考えていますが、第三小学校及び第九小学校で生じている単学級は、中・長期的には解消に向かうものと見込んでおり、現段階においては、これらの対策は必要ないものと考えています。

しかし、本委員会の所掌事務には、市立学校の適正配置に関することから、隣接校同士の統合の可能性について検討しました。

隣接校同士を統合するにあたっては、新たな校舎を建設するなど、市に予算的な余裕があれば、様々な選択肢を考えることができます。

しかし、本委員会では、新たな校舎を建設するなどの予算の確保は現実的ではないと考えたことから、現在の学校配置を前提に、統合の可能性を検討することとし、その結果、第七小学校と第九小学校との間での統合の可能性について、検討することとしました。

② 現状と今後の見込み

第九小学校では、P10（表4）のとおり、平成24年度に合計4学年で単学級が生じており、この小規模校状態の解消が重要な課題となるところでありますが、今後の児童数は増加見込みであり、平成30年度には、平成24年度比66人増の304人、学級数については、4学級増の12学級となり、単学級は解消に向かうものと見込んでいます。

一方、第七小学校についても、P10（表4）のとおり、平成30年度の児童数は294人、学級数は12学級となり、児童数は第九小学校を下回り、第三小学校に次いで小規模校となると見込んでいます。

このように、児童数が300人前後の小規模校同士が隣接することとなります。

③ 検討の内容

本委員会では、第七小学校及と第九小学校を統合することについてシミュ

レーションを行い、検討をしてきました。

そのシミュレーション結果については、以下^{シミュレーション4}のとおりですが、統合後の存続校がどちらの場合でも、今後見込まれる最大学級数が最低限確保できる普通教室数を上回ることとなります。

また、小学校においては、後述のとおり、教室数に余裕のある学校への特別支援学級・通級指導学級の設置についても課題となっており、第七小学校も有力な候補校の一つとなっています。仮に、第七小学校に特別支援学級・通級指導学級を設置する場合には、新たに3教室以上の教室の確保が必要となります。

これらのことから、両校の統合については、現時点では慎重に判断すべきであると考えています。

④ 今後の対応

本委員会では、③のとおり検討した結果、特別支援学級・通級指導学級の設置を考慮した場合、現状の学校施設を前提にすると統合は困難であること、また、学校には創立から現在に至るまで地域と共に歩んできた歴史があり、学校は地域社会の中核的存在となっていることを考慮すると、現時点においては、第七小学校と第九小学校の統合は望ましくないと考えています。

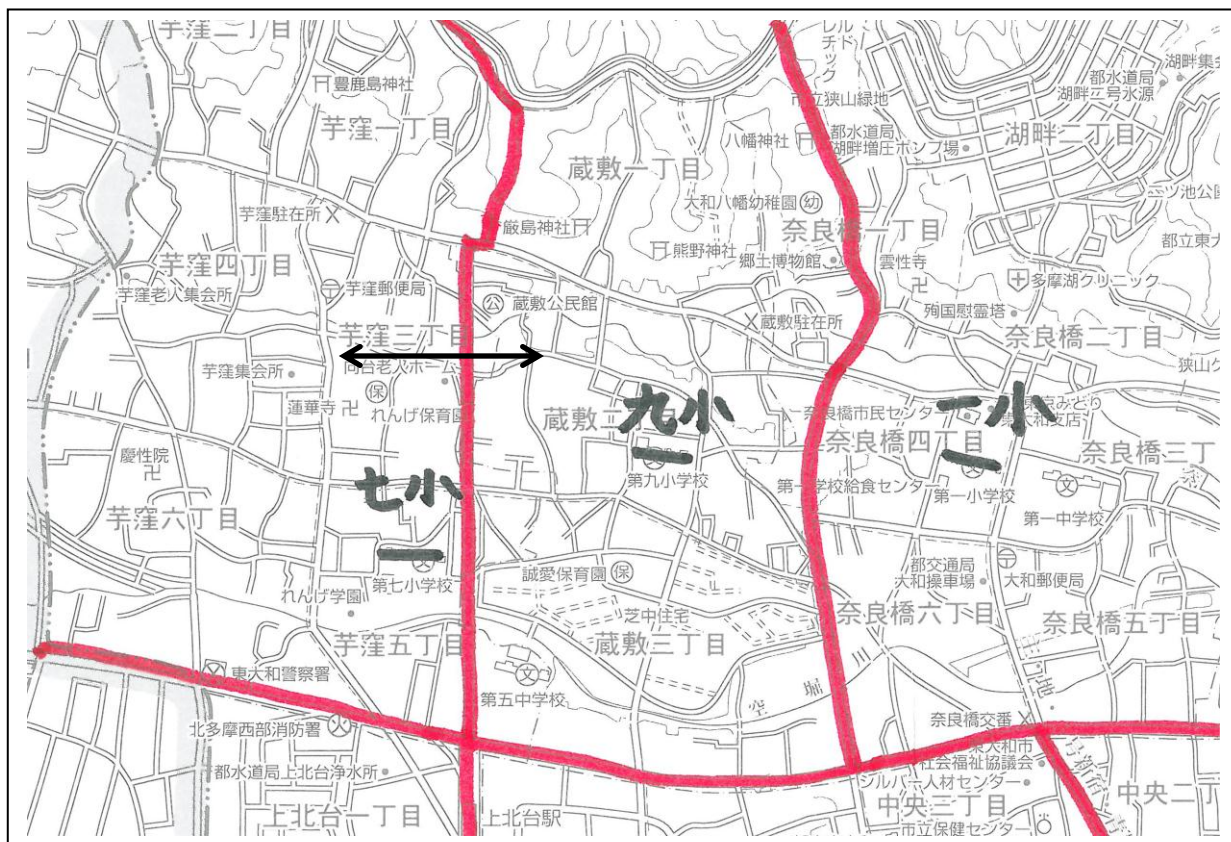
しかし、第七小学校及び第九小学校については、将来的には、児童数が減少する可能性があります。特に、児童数が大きく減少する場合には、隣接校同士での統合を含め、改めて検討する必要があると考えています。

シミュレーション4 第七小学校と第九小学校を統合した場合のシミュレーション

【想定内容】

- 1 以下（地図4）のとおり、平成30年度に第七小学校と第九小学校を統合すると仮定しました。
- 2 統合後の存続校を第七小学校とする場合と第九小学校とする場合の2通りで、シミュレーションしました。

（地図4）



1 統合の実施前（P10（表4）と同表）

七小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45	2	55	2	39
2年	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45	2	55
3年	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53	2	45
4年	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52	2	53
5年	2	53	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50	2	52
6年	2	67	2	53	2	52	2	60	2	46	2	60	2	50
計	12	338	12	321	12	320	12	321	12	306	12	315	12	294

九小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54	2	49	2	55
2年	2	38	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54	2	49
3年	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53	2	51	2	54
4年	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53	2	51
5年	1	37	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42	2	53
6年	1	40	1	37	2	54	1	37	1	38	1	32	2	42
計	8	238	8	240	9	256	9	253	10	270	11	281	12	304



2 統合の実施後

七小 九小	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
1年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	94
2年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	104
3年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	99
4年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	104
5年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	105
6年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	92
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	18	598

3 教室数の整理

・統合後の存続校を第七小学校とする場合

総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	特別支援 学級等 教室数 (c)	最低限確保 できる 普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
32教室	11教室	4教室 (※)	17教室	18学級 (平成30年度)	△1教室 (平成30年度)

※ 第九小学校に設置されている特別支援学級（知的障害固定学級＝4教室分）が第七小学校に移設すると仮定しました。

・統合後の存続校を第九小学校とする場合

総教室数 (a)	確保したい 特別教室数 (b)	特別支援 学級等 教室数 (c)	最低限確保 できる 普通教室数 (d=a-b-c)	今後の 最大学級数 (e)	普通教室 の過不足数 (f=d-e)
25 教室	11 教室	4 教室	10 教室	18 学級 (平成 30 年度)	△ 8 教室 (平成 30 年度)

(2) 特別支援学級・通級指導学級の適正配置の検討

① 現状

東大和市では、知的障害固定学級を第三小学校、第九小学校及び第一中学校に、また、情緒障害等通級指導学級を第二小学校、第六小学校及び第二中学校に設置しています。

これらの特別支援学級・通級指導学級に在籍する児童・生徒は、年々増加傾向にあり、今後の推移から考えても新たに特別支援学級・通級指導学級を設置する必要があります。

そこで、本委員会では、特別支援学級・通級指導学級の設置について、適正配置を考慮して具体的な設置校の検討をしました。

② 検討の内容

本委員会では、特別支援学級・通級指導学級の設置にあたり、既存の特別支援学級・通級指導学級設置校との距離や位置関係を考慮して、設置校を検討しました。

具体的には、小学校への情緒障害等通級指導学級の設置については、市内で3校目の設置校となる見込みであることから、既存の情緒障害等通級指導学級の設置校等の位置関係を考慮して、設置校を検討しました。

また、中学校への知的障害固定学級の設置及び中学校への情緒障害等通級指導学級の設置については、それぞれ市内で2校目の設置校となる見込みであることから、設置後の通学区域の設定方法を視野に入れて、設置校を検討しました。

なお、検討の内容の詳細については、次頁以降のとおりです。

7 特別支援学級・通級指導学級の設置に向けた取り組み

(1) 特別支援学級・通級指導学級の現状と今後の見通し

① 特別支援学級・通級指導学級の児童・生徒数の推移

特別支援学級・通級指導学級に在籍する児童・生徒数のこれまでの推移は、次のとおりです。

ア 知的障害固定学級

小学校及び中学校の知的障害固定学級に在籍する児童・生徒数は、以下(表25)のとおりで、特に中学校については、増加傾向にあります。

(表25) 知的障害固定学級に在籍する児童・生徒数(各年4月1日現在)

学校	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
三小	2	15	2	14	2	11	1	8	2	16	3	18	3	22	3	20
九小	3	20	3	20	3	23	3	24	3	23	3	24	3	20	2	16
小学校計	5	35	5	34	5	34	4	32	5	39	6	42	6	42	5	36
一中	2	14	3	18	3	21	3	17	2	13	2	12	3	18	4	28
小・中合計	7	49	8	52	8	55	7	49	7	52	8	54	9	60	9	64

※知的障害固定学級は、児童・生徒8人で1学級が編制されます。

イ 情緒障害等通級指導学級

小学校及び中学校の情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数は、以下(表26)のとおりです。

小学校の情緒障害等通級指導学級を利用する児童数は増加傾向にあり、特に第六小学校では、平成22年度から平成24年度の2年間にかけて、児童数で22人、学級数で2学級の著しい増加となっています。

同様に、中学校の情緒障害等通級指導学級でも、平成23年度から平成24年度にかけて、生徒数で8人、学級数で1学級の増加となっています。小学校の情緒障害等通級指導学級の利用者が中学校に進学して、中学校の情緒障害等通級指導学級を利用することが考えられ、今後も利用者が増加する可能性があります。

(表 2 6) 情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数(各年 4 月 1 日現在)

学校	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
二小	2	17	3	22	4	32	4	37	4	37	4	39	4	39	4	37
六小	2	11	3	22	3	25	3	26	3	25	3	28	5	41	5	50
小学校計	4	28	6	44	7	57	7	63	7	62	7	67	9	80	9	87
二中	3	21	3	25	3	22	3	23	3	26	3	29	3	23	4	31
小・中合計	7	49	9	69	10	79	10	86	10	88	10	96	12	103	13	118

※情緒障害等通級指導学級は、児童・生徒 10 人で 1 学級が編制されます。

② 今後の見通し（東京都の推計）

東大和市における特別支援学級・通級指導学級の今後の児童・生徒数を正確に推計することは困難ですが、平成 22 年 11 月に東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（計画期間：平成 23 年度～平成 28 年度）における特別支援学級・通級指導学級を利用する児童・生徒数の推計によれば、以下（表 27）のとおり、今後も利用者は増加し続けることが予測されています。

以下（表 27）の平成 21 年度と平成 27 年度とを比較すると、知的障害固定学級で平成 21 年度の 1.20 倍と、情緒障害等通級指導学級で平成 21 年度の 1.73 倍となっています。

また、平成 15 年度に東京都教育委員会が都内すべての公立小・中学校を対象に実施した調査では、「小・中学校の通常の学級には、特別な支援を必要とする児童・生徒が 4.4% 在籍している」との結果が示されており、東京都においては、こうした数値や近年の特別支援教育への理解の進展等に基づけば、発達障害の児童・生徒に対する支援のニーズは、今後も一層高まると推測しています。

東大和市においても、特別支援学級・通級指導学級の利用者の推移については東京都と同様の傾向があると考えられ、今後も利用者は増加していくものと推測されることから、新たに特別支援学級・通級指導学級を設置する必要があると考えています。

(表 2 7) 特別支援学級・通級指導学級を利用する児童・生徒数の推計

(単位：人)

障害種別	学校種別	16年度	21年度	27年度 (推計値)	32年度 (推計値)
知的障害固 定学級	小学校	3,152	4,472	5,369	5,618
	中学校	1,703	2,668	3,213	3,324
	合計	4,855	7,140	8,582	8,942
情緒障害等 通級指導 学級	小学校	1,458	3,669	6,402	7,161
	中学校	373	978	1,615	1,643
	合計	1,831	4,647	8,017	8,804

※東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画より抜粋しました。

(2) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画への対応

① 市町村に関係する計画の内容

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の中では、区市町村における特別支援教育推進体制の整備として、次のように触れられています。

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する構想を進めます。
- ・ 特別支援教室構想の実現に向けては、複数年をかけてモデル事業（小学校対象）を実施し、課題の検証等を行った上で順次導入を図ります。
- ・ あわせて、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の計画的な設置を推進し、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を整備します。

② 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画への市の対応

この東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画が推進されることにより、東大和市においても、市内のすべての小・中学校に特別支援教室を設置すること及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置することが求められると考えられます。

特別支援教室構想の実現に向けては、今後、複数年をかけてモデル事業を実施し、課題の検証等を行った上で順次導入を図ることになってはいますが、これらの実施については、各学校において教室の確保が必要なことから、この東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の進捗状況を十分注意していく必要があります。

(3) 東大和市における課題

① 小学校

第二小学校及び第六小学校の情緒障害等通級指導学級に在籍する児童数が増加していることがあげられます。これは前述したとおり、全都的な増加傾向と同様の兆しと考えられ、今後も増加していくものと推測されます。情緒障害等通級指導学級に通う児童の教育的な環境整備のため、情緒障害等通級指導学級の設置について検討をする必要があると考えられます。

また、言葉の発音や発声に課題のある通常学級に在籍している児童の課題解決の場を確保する必要があると考えられます。東村山市、小平市、立川市、武蔵村山市の隣接市においては、既に言語障害通級指導学級を設置している状況を考慮すると、東大和市においても言語障害通級指導学級の設置について検討をする必要があると考えられます。

さらには、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の「重層的な支援体制」に準じて、東大和市においても自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置について検討をする必要があると考えられます。

② 中学校

第一中学校の知的障害固定学級及び第二中学校の情緒障害等通級指導学級に在籍する生徒が増加していることがあげられます。これは前述したとおり、全都的な増加傾向と同様の兆しと考えられ、今後も増加していくものと推測されます。知的障害固定学級及び情緒障害等通級指導学級に通う生徒の教育的な環境整備のため、知的障害固定学級及び情緒障害等通級指導学級の設置について検討をする必要があると考えられます。

さらには、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の「重層的な支援体制」を見据えて、東大和市においても自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置について検討をする必要があると考えられます。

(4) 具体的な対策

① 小学校への新たな情緒障害等通級指導学級及び言語障害通級指導学級の設置

ア 現状と課題

平成24年3月に東京都教育委員会が発表した「特別支援教室モデル事業の実施に関する検討委員会報告」(以下「東京都検討委員会報告」とします。)によれば、以下(表28)のとおり、平成23年度において、東京都の通級学級全体の84.4%が1校あたり2学級から4学級までの規模となっています。

一方、平成24年度に、第六小学校の情緒障害等通級指導学級を利用しての児童数は50人、学級数は5学級となり、仮にもう1人増えると6学級となるような状況でした。また、第二小学校においても、平成24年度の利用児童数は37人、学級数は4学級となり、学級規模が大きくなっています。

このように、東大和市の情緒障害等通級指導学級の学級規模は大きくなっており、平成24年度の第二小学校及び第六小学校の情緒障害等通級指導学級の利用児童数と、潜在的な情緒障害等通級指導学級の利用者の見込み等を考慮すると、早期に、小学校に新たな情緒障害等通級指導学級を設置する必要があると考えられます。

特に、第六小学校については、近い将来6学級となる可能性があります。東京都検討委員会報告によれば、6学級以上の通級指導学級は都内全体で3.0%のみであり、早期に対策を検討することで、設置校1校あたりの情緒障害等通級指導学級の在籍児童数を減少させる必要があります。

なお、情緒障害等通級指導学級を設置するためには、最低でも普通教室3教室分(職員室0.5教室分、学習室3×0.5教室分、プレイルーム1教室分)の教室を確保する必要があると考えています。

また、言葉の発音や発声に課題のある児童の教育の場を確保するため、東大和市には設置されていない言語障害通級指導学級に関しても、その設置について、あわせて検討すべきであると考えています。

(表28) 情緒障害等通級指導学級設置校1校あたりの学級数

	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級
校数	8校	43校	59校	39校	13校	3校	2校
割合	4.8%	25.7%	35.3%	23.4%	7.8%	1.8%	1.2%

(出典) 東京都検討委員会報告P.2より。

イ 検討の内容

(ア) 情緒障害等通級指導学級の設置

本委員会では、新たに設置する情緒障害等通級指導学級については、既存の情緒障害等通級指導学級の配置を考慮しつつ、教室数に余裕が見込まれる小学校に設置すべきであると考えています。

これは、新たに情緒障害等通級指導学級を設置するためには、アのとおり最低でも普通教室3教室分の教室を確保する必要があり、教室数の不足が見込まれている学校に設置することは、増築などの対策を講じない限り困難であるためです。

加えて、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、すべての小・中学校に特別支援教室を設置する構想があり、通級指導学級設置校は巡回型指導の拠点校となる可能性があることから、既存の通級指導学級設置校との距離も考慮する必要があると考えました。

(イ) 言語障害通級指導学級の設置

本委員会では、言語障害通級指導学級の設置の必要性を判断するため、市内小学校において、言語障害通級指導学級があれば利用した方が望ましいと思われる児童数の調査結果について、報告を受けました。

その結果、小学校10校において、該当すると思われる児童数が30人程度いることが判明しました。

本委員会としては、市内において言語障害通級指導学級利用の潜在的需要があり、また、言語障害については、なるべく早い段階で取り組んだ方が改善が期待できると考えられることから、言語障害通級指導学級についても設置した方が望ましいと考えました。

(ウ) 具体的な対策

本委員会では、(ア)(イ)のとおり検討した結果、小学校に情緒障害等通級指導学級及び言語障害通級指導学級の両方を併設する形で、新たに設置することが理想的であると考えています。これは、情緒障害等通級指導学級及び言語障害通級指導学級を併設することにより、プレイルーム等を共有することが可能となり、それぞれ別の学校に設置するよりも、効率的に設置・運用することができると考えたためです。

なお、具体的な設置校については、既存の情緒障害等通級指導学級設置校との距離や位置関係を考慮すると、市の北東部の小学校とすることが理想的であると考えています。

しかし、市の北東部の第一小学校及び第四小学校のどちらも将来的に普通教室3教室分の教室を確保できるほど教室数に余裕はなく、35人学級が平成26年度以降も進展した場合、平成30年度までに見込まれる余裕教室数は、第一小学校及び第四小学校のどちらも2教室のみとなります。よって、どちらの小学校に設置する場合でも、現状の学校施設を前提にすると普通教室2教室以下で対応せざるを得ず、環境面で望ましい状況ではありません。

一方、将来的な余裕教室数の面から考慮すると、市内小学校の中では、第五小学校及び第七小学校が余裕教室が3教室以上となる見込みです。これに、既存の情緒障害等通級指導学級設置校との距離も考慮すると、第七小学校に設置することが選択肢の一つとなると考えています。

このように、情緒障害等通級指導学級の新たな設置校については、いくつかの選択肢が考えられますが、本委員会が理想的と考えている第一小学校又は第四小学校への設置が施設的な理由で支障があることを考慮すると、教室数に余裕がある第七小学校に早期に設置することが望ましいと考えています。

② 中学校への新たな知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置

ア 現状と課題

第一中学校の知的障害固定学級に在籍する生徒数は増加傾向となっており、特に平成22年度から平成24年度の2年間にかけは、生徒数で16人の著しい増加となり、学級数についても2学級増の4学級となりました。

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の推計においても、中学校の知的障害固定学級の在籍生徒数は、P62（表27）のとおり、平成27年度には平成21年度の約1.20倍となることが見込まれています。

このようなことから、中学校への新たな知的障害固定学級の設置に向けて、早期に取り組まなければならない状況です。

また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画によれば、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の計画的な設置が推進されており、平成28年度には、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を整備することが計画されています。

このようなことから、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置についても、あわせて対応を検討する必要があります。

イ 検討の内容

本委員会では、知的障害固定学級に在籍する第一中学校の生徒数がこの2年間で著しい増加となり、さらに増加するとなると、学習指導面にも影響が出ると懸念されることから、出来るだけ早期に中学校へ新たな知的障害固定学級を設置すべきであると考えています。

また、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）についても、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における「重層的な支援体制」の整備に不可欠であること、また、生徒の状態によっては、知的障害と情緒障害は分離して指導することが望ましいと考えられることから、知的障害固定学級と同様、その設置に向けて、出来るだけ早期に取り組むべきであると考えています。

そこで、具体的な設置校について検討しましたが、現状の第一中学校において、知的障害固定学級用として合計5教室を使用しているように、知的障害固定学級や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を新たに設置するためには、ある程度の教室数を確保する必要があり、教室数の不足が見込まれている学校に設置することは、増築などの対策を講じない限り困難な状況です。

このようなことから、本委員会では、知的障害固定学級や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を新たに設置する場合、小学校への情緒障害等通級指導学級の設置と同様、教室数に余裕が見込まれる中学校に設置すべきであると考えました。

ウ 具体的な対策

本委員会では、イのとおり検討した結果、中学校 1 校に知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の両方を併設する形で、早期に設置することが理想的であると考えています。知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を併設することにより、作業室や音楽室を共有することが可能となり、それぞれ別の学校に設置するよりも、効率的に設置・運用することができると考えたためです。

具体的な設置校については、将来的な余裕教室数の面から考慮すると、市内中学校の中では、第三中学校及び第五中学校において余裕教室が発生する見込みで、この 2 校が設置校の候補となります。

このうち、第三中学校については、平成 30 年度までに見込まれる余裕教室数が 4 教室と、第五中学校の 7 教室と比べて少なく、将来、利用する生徒数が増加した場合に備えて少しでも多くの教室数を確保したい点を考慮すると、第三中学校を設置校とすることは望ましくないと考えています。

一方、第五中学校については、第三中学校と比較して余裕教室数が多く、加えて、第五中学校を設置校とすれば、既存の知的障害固定学級（第一中学校）との位置関係から、市を東西に分割する形で知的障害固定学級の通学区域を設定できます。

このようなことから、第五中学校に知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を新たに設置することが望ましいと考えています。

なお、第五中学校に知的障害固定学級と自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の両方を併設した場合、知的障害固定学級のみが設置されている第一中学校についても、第五中学校と同様、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を併設することが理想的であると考えていますが、現状では、大規模な改修が必要となるなど施設的な問題が生じることから、その実施については今後慎重に検討することが必要であると考えています。

③ 中学校への新たな情緒障害等通級指導学級の設置

ア 現状と課題

第二中学校の情緒障害等通級指導学級を利用する生徒数は、ここ数年間、若干の増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成23年度から平成24年度にかけては、生徒数で8人の増となり、学級数についても1学級増の4学級となりました。

小学校の情緒障害等通級指導学級の利用者が増加していることを考慮すると、中学校の情緒障害等通級指導学級の利用者についても、今後増加する可能性があります。

今後の中学校の情緒障害等通級指導学級の利用者数を正確に推測することは困難ですが、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の推計によれば、中学校の情緒障害等通級指導学級を利用する生徒数は、P62(表27)のとおり、平成27年度には平成21年度の約1.65倍となることが見込まれています。

このようなことから、中学校への新たな情緒障害等通級指導学級の設置に向けて、今後検討を進める必要があると考えられます。

なお、小学校と同様、情緒障害等通級指導学級を設置するためには、最低でも普通教室3教室分(職員室0.5教室分、学習室3×0.5教室分、プレイルーム1教室分)の教室を確保する必要があると考えています。

イ 検討の内容

中学校への特別支援学級・通級指導学級の設置については、前述のとおり、知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の設置も課題となっていることから、どちらに優先して取り組むべきであるかを検討しました。

この点について、本委員会では、知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の設置を優先させ、情緒障害等通級指導学級の設置については、その後に取り組むべきであると考えました。

これは、毎日生徒が在籍する第一中学校の知的障害固定学級の方が、週1回程度通級する第二中学校の情緒障害等通級指導学級より教室不足が深刻であり、早急に学習環境を確保する必要があると考えたためです。

なお、本委員会では、中学校に情緒障害等通級指導学級を新たに設置する場合、小学校への情緒障害等通級指導学級の設置と同様、教室数に余裕が見込まれる中学校に設置すべきであると考えています。

これは、新たに情緒障害等通級指導学級を設置するためには、①のとおり

最低でも普通教室3教室分の教室を確保する必要があり、教室数の不足が見込まれている学校に設置することは、増築などの対策を講じない限り困難であるためです。

ウ 具体的な対策

本委員会では、イのとおり検討した結果、中学校への新たな情緒障害等通級指導学級の設置については、第三中学校を設置校とすることが望ましいと考えています。

将来的な余裕教室数の面から考慮すると、市内中学校の中では、第三中学校及び第五中学校に今後余裕教室が発生する見込みで、より多くの余裕教室数が見込まれる第五中学校に、知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置することが望ましいと考えたことから、第三中学校に情緒障害等通級指導学級を設置することが望ましいと考えました。

加えて、既存の情緒障害等通級指導学級（第二中学校）との位置関係を考慮すると、第三中学校に情緒障害等通級指導学級を新たに設置すれば、市を東西に分割する形で情緒障害等通級指導学級の通学区域を設定できることも、第三中学校を設置校の候補とした理由です。

8 おわりに

本委員会では、最新の住民基本台帳と現段階で明らかになっている大規模集合住宅等の新規建設計画を考慮して、平成30年度までの児童・生徒数を推計し、この報告書のとおり、学校ごとに具体的な対策をまとめました。

しかし、今後の大規模集合住宅等の建設の見込みは不透明であり、新たな大規模集合住宅等が建設されれば、児童・生徒数の見込みは変わってきます。学級数についても、35人学級の動向により、今後の学級数が変わる可能性があることにも留意しなければなりません。

一方、将来的には、少子化が進んで児童・生徒数が減少する可能性があります。特に、児童・生徒数が大きく減少する場合には、隣接校同士での統合を含め、小学校10校、中学校5校の15校体制を維持することが望ましいかどうか、改めて検討する必要があると考えています。

このように、学校を取り巻く環境は不確定要素が多く、今後の児童・生徒数及び学級数を正確に推測することは困難であることから、今後も最新の状況を注視して、必要に応じて新たな対策を検討する必要があると考えています。

最後に、教育委員会においては、この報告書で示した本委員会の考え方を尊重し、適切な対策の実施に努めていただくことを希望します。